平成２５年第５回美幌町議会定例会会議録

平成２５年　９月１７日　開会
平成２５年　９月１９日　閉会

平成２５年　９月１８日　第２号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　一般質問
１０番　吉　住　博　幸　君
９番　坂　田　美栄子　君
２番　大　江　道　男　君
８番　岡　本　美代子　君
日程第　３　同意第　４号　美幌町教育委員会委員の任命について
日程第　４　同意第　５号　美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について
日程第　５　議案第９２号　町道路線の認定について
日程第　６　議案第９３号　北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第　７　議案第９４号　美幌町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について

○出席議員

１番	新　鞍　峯　雄　君	２番	大　江　道　男　君
３番	中　嶋　すみ江　君	４番	上　杉　晃　央　君
５番	早　瀬　仁　志　君	６番	松　浦　和　浩　君
８番	岡　本　美代子　君	副議長　９番	坂　田　美栄子　君
１０番	吉　住　博　幸　君	１１番	橋　本　博　之　君
１２番	宗　像　密　琇　君	１３番	大　原　　昇　君
議　長１４番	古　舘　繁　夫　君		

○欠席議員

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明者

美幌町長	土　谷　耕　治　君	教育委員会委員長	沖　田　　滋　君
監査委員	髙　木　　清　君		

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明者

副町長	染　谷　　良　君	総務部長	平　井　雄　二　君
民生部長	藤　原　豪　二　君	経済部長	広　島　　学　君
建設水道部長	磯　野　憲　二　君	病院事務長	大　村　英　則　君
会計管理者	植　木　恒　則　君	事務連絡室長	糸　屋　定　春　君
総務主幹	田　村　圭　一　君	電算主幹	河　端　　勲　君
まちづくり主幹	小　西　　守　君	財務主幹	矢　萩　　浩　君
契約財産主幹	村　田　純　一　君	税務主幹	田　中　三智雄　君
環境生活主幹	石　坂　　聡　君	児童支援主幹	武　田　孝　司　君
福祉主幹	谷　川　明　弘　君	健康推進主幹	佐　藤　和　恵　君
農政主幹	但　馬　憲　司　君	公社主幹	門　別　孝　志　君
耕地林務主幹	伊　成　博　次　君	商工観光主幹	小　室　秀　隆　君

建設主幹	高橋利明君	建築主幹	露口哲也君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	橋本美典君
事務連絡室次長	中村俊文君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	小室保男君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
スポーツ振興主幹	佐藤修君	農委事務局長	岩田憲次君
選管事務局長 監査委員室長	石澤憲君		

○議会事務局出席者

事務局長	馬場博美君	次長	那須清二君
議事係長	水上修一君	庶務係	猪本郁君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２５年第５回美幌町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１２番宗像密琇さん、１３番大原昇さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）〔登壇〕　６月定例会の質問に引き続き、今回も質問させていただきます。

検討委員会は、類似パークゴルフ場の視察や本町での候補地の現地調査を踏まえ検討され、町長に報告を随時されていると思いますので、その報告内容についてお聞きいたします。

一つ目として、土地関係での法規制、法手続機関及び補助事業について。

既設公共施設の相乗効果について、これが２点目です。

３点目、交通アクセスは。

４点目、施設規模、５４ホール公認コース、クラブハウス、駐車場、管理用倉庫、それぞれの規模はという内容です。

５点目、夜間照明設備について。

大きい二つ目についてお尋ねいたします。

将来のパークゴルフ場の維持管理に必要な経費は、毎年どのくらいかかるのかという観点で、新設パークゴルフ場ができ上がったとして、既設パークゴルフ場をどうするのかと。これは６月も大きい意味では聞いておりますが、再確認ということでお聞かせ願いたい。

二つ目、将来のパークゴルフ場の維持管理経費は毎年どのくらいかかるのか、想定されているのかという観点でお聞かせ願いたいと存じます。

大きい内容の三つ目として、来年度着手は可能かということで、来年度着手は本当に可能か、あえて言えば間に合うのかという観点でお聞きします。

一つ目、町民への説明と理解を求める時期はいつごろなのか。

二つ目、議会への同意及び決議を求める時期は。

それぞれお聞きいたしたいと思いますので、丁寧なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　吉住議員の質問にお答えを申し上げます。

町長の政治姿勢について。

初めに、検討委員会からの審議内容の報告についてでありますけれども、パークゴルフ場施設整備検討委員会は今回の検討に当たり、他市町村の視察や町内の現地調査は行っておりませんが、検討委員それぞれが情報を持ち寄り検討することとし、これまで５回の会議を開催し、パークゴルフ場用地の検討作業を行っております。

この間、検討委員会では土地の法規制や規制を解除するための要件、さらには検討した候補地個別のメリットや課題を整理し、政策会議に検討内容の報告があったところであります。

御質問の各項目への回答でありますが、パークゴルフ場用地の選定に当たっては、土地所有者や、土地に関係する方との面談も必要とします。また、それぞれ検討した土地の法規制は、本町の町づくりや産業振興に大きな役割を果たしていることから、その法規制を尊重することを基本に関係機関との協議をしながら、最終的な判断をすることとなります。

新しいパークゴルフ場建設の青写真は、土地関係者、法規制に係る関係機関との協議の中で、事業の見通しが立ってからのものと考えております。このことから、現段階でお示しできる状況ではありませんので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、将来のパークゴルフ場の維持管理に必要な経費は、毎年どのくらいかかるのかについてでありますけれども、パークゴルフ場が新設された後の既設パークゴルフ場をどうするのかとの御質問でありますが、新設パークゴルフ場は町民の皆様に利用しやすく、親しまれる施設となることを目指しております。このことから、既設パークゴルフ場と２カ所の運営は困難と考えておりますので、利用者並びに関係団体の皆様と協議をしてまいりたいと考えております。

新設パークゴルフ場の維持管理費でございますが、コースの規模や付帯施設の内容により違いがあることから、候補地が決定次第、概算の費用を算定してまいりたいと考えております。

次に、来年度着手は可能なのかについてでありますが、パークゴルフ場の新設は町民皆様の期待と関心の高い事業であり、施設整備を計画する過程の町民参加は、基本とするところであります。町民皆様への説明の時期についてでありますが、現在は、検討した用地の事業の実現性について内部協議している段階にあります。今後、パークゴルフ場関係者ばかりでなく、町民の皆様の意見反映ができる適切な時期と方法により、説明と御理解を得てまいりたいと考えております。

また、議会への説明の時期についてでありますが、事業の見通しのついた今任期中の早い段階で、協議をさせていただくことを目標進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　再度、質問をさせていただきます。

町長、これは町長として立起されるときに、町民に対してもろもろの積み立ても含めた中でパークゴルフ場を実現したいと、そういう経過のもと任期中にぜひとも着手したいと、こう明言されておいでです。

そういう意味では、町長は、立起におけるマニフェストにおける約束事はされているのだろうなと、一生懸命になっているのだなと、こんな思いではとらえてはいます。しかし、あえて最初に申し上げるならば、町長の夢という表現を前回使わさせていただきましたが、そのときの町長の答弁の中で、私ばかりでなくて町民の夢でもありますという答弁もいただいた中、本当にその実効性というのが着実に進んでいるのかというのは、今後の話題の一つだと思っているところであります。

最初にお断りさせていただきますが、今

回、大きい意味でパークゴルフ場実現に向けての内容ということで、大きい意味で３点お聞きしています。中には細かくは聞いていますが、全部最後は行き着くところは同じところなもので、多少大きい小さいありますが、行き来することはお許し願いたいと思っています。

と申しますのは、あえて言うならこの実現に向けて、一つでも引っかかったら着手も含めて、時期も含めて実現が可能かということに戻る可能性がありますので、そういう意味で行ったり来たりすることがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

本題の話に戻します。６月定例会の答弁の中で、私は、こういうお聞きをしました。約２年前にお話をお聞かせ願って、そのときの答弁は２４年度も含めた対応をとっていくという趣旨、実行されていませんねと。そういう中でも２５年度、検討委員会を立ち上げた、こういう答弁だったと、記録にも残っておいでです。来年、今、この時期見たら９月です。私の感覚を先に申し上げますと、着手はあえて言うなら、私の言葉を思いとして言わさせていただくならば、着手とは着工のことだと多くの人たちは思っているのだろうと推測しているところであります。

よく事業で着手とは、多くの公共事業見ていますと、例えば土地を買うこと、仮に求めるとすれば、それも含めて着手だという考え方も物には成り立つかもしれませんので、厳密にお聞かせ願いたいのがまず１点。着手とは、町長におかれましては、どの時点をもって着手なのか。同意を得た後、土地購入をもって着手なのか、いやいやそれも含めた上で現場でくわを入れるというか、時点で着手なのか、まずここからお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　立起する際、そしてマニフェストというようなお話もありました。

私は１期目のときに、本当に町民の皆さんが待望の施設だということで、まず、将来に向けての備えをしようということで、１期目のときにつきましては資金の手当てをしようということで、基金条例の設定と積み立てをしていきましょうということをマニフェストに書かさせていただきまして、２期目のときには任期中に何とか着手したいということを町民の皆さんに訴えてきました。

それで着手と着工という言葉の使い分けがどうかということでありますけれども、私は着手という言葉使いましたが、実際に工事に入ると、要するにつち音を立てるということが、私は着手だと思っております。それで今大きな問題としては、場所をどこにするか、土地をどうするかということだと思いますので、これが一つ着手になるのではないかと。土地をどうするかという決定をして、そして実際その土地を取得に動くと、あるいは町有地であれば町有地に、ここだという決定をすることが着手ではないかと、そんなふうに思っております。

これはいろいろとらえ方あると思いますけれども、いずれにしろ私は新しいパークゴルフ場について、１期目、２期目でそれぞれ段階を追って進めていきたいという思いを町民の皆さんに訴えてきましたので、私の夢というよりは町民の皆さんの夢でもありますし、私の夢であるということでありますので、任期中に全力を挙げて着手できるように進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　再度、これ最終的に今の話戻りますが、今の答弁聞いていますと、土地買うこと自体が着手でもあるというふうな思いも聞こえたかのように私も受けとめていますので、最終的にいま一度この話を繰り返すつもりです。

そこで、失礼でなければ検討委員会のメンバーは民間人入っていない、職員で構成されていると思いますので、差し支えなければ公の立場の人が入っているわけですから、誰と

誰と誰が入って進めているのか。例えば、技術系なのか事務系なのかも含めて御紹介していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　具体的な役職氏名はちょっと置いておきまして、これは一部局で整理がつかないということですので、４ヘクタール、５ヘクタールを超える土地ということになると、町有地も難しいということも含めて農業委員会の職員、それから教育委員会の職員、建設部の職員、総務部の職員という構成メンバーの中で検討委員会を立ち上げて、今日まで５回の検討をしてきたということであります。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　その点について、私が庁舎内いろいろお寄りしたり、疑問に思ったことを聞いて回るタイプなものですから、本当に答弁の中にございましたけれども、土地とか法規制をクリアしなかったら青写真が書けないという答弁がありました。私は、手法という意味ではもっともっとやり方があるのではないかな、例えば、今、候補地は別として、地名ですよ、別として仮に１０カ所あるにしても、候補地が２０カ所あるかもしれません。私は同時進行、この土地だったらこういうレイアウト、ここだったらこういうレイアウトはできるのではないかなと思うのですよ。

それも一つは、含めて土地購入というその話というのは、土地購入しなければ次へ行けないではなくて、逆にこの土地を買った場合どうやっていくという準備というか、進め方も私は十分可能だと。その中でさらに細かく言うと、レイアウトも青写真も書いた上で最終的な投資するお金、もちろん土地代もありますよ。造成費もあります。そういう観点でベストな道を選ぶのも、最終的な土地の選定だと思うところがあります。ですから、鶏が先か卵が先かという議論は避けますが、どんどんどんどん並行してできるものであれば、おやりになっていいと思うのですよ。

それこそ町長は言いかえましたが、町民の夢という位置づけで、私ばっかりではなくてやっぱり町民の夢というのであれば、そういう状況もしっかり見せておかなければ、最終的に町民が相談を受ける。これはまだまだ先のことだと思いますが、誤解を招かない、同じ土地もおれだったらこうやるぞとかいう意見だって、そこから出てきたら私の言葉で言う着工は先延ばしになるのかな、こんな思いでいっぱいであります。

そういう意味で、先ほどメンバー、名前、大くくりで部署の名前は出ましたが、先ほど言いましたけれども、私も庁舎内歩かさせていただいています。事務系ばかりではなくて技術系だってどんどんどんどん入っていって、並行してできる仕事は、それが不採用なのかどうかは別です。全方位的に準備というのはできるのではないかと思うところなのです。

それからもう一つ、法規制ということを一番に聞いておりますが、また、これも似たような話なのですよ。仮に、何カ所か今上がっているかわかりません。この土地にはどういう法規制があるというのは、もう全て私は出ているものだと思っているのですね。逆ではありませんか、準備というのは今の段階でどういう法規制があったり、さらにその法規制をクリアするにはどういう手順があるとするならば、２０カ所ある候補地が今ある段階でもシミュレーションができるシミュレーションがですよ。いささかそういう５回、次やれば６回なるのでしょうけれども、もどかしくてもどかしくて、町長は町民の夢でもあると言うのであれば、このぐらいのスピード感を持たなければ、私は不安でたまらないと思っています。

ちょっとほかの質問、私の聞いている範囲内ですけれども、重なりますが、一つだけ明言されたと私はとらえていますが、町長の夢、町民の夢がかなったとして、パークゴル

フ場は２カ所は持たないという答弁をいただいたと思っています。あえて言えば、町民の夢がかなって、今、ある場所から他の地につくるとするならば、でも町民としては、これもまた議論の的になると思うのです。あえて言うならば、こういうことも着実に町民に発信できることだと、議会をね。私が聞いているから、吉住対応の答弁として答えているつもりはないと思いますが、議会というのは公の場でありますから、そういうことだって一つの山だと思うのです。町民にとっては。

「やあやあ、おれから逆に遠くなるでや」、うわさ話ではですよ。そうしたら河川敷は残してほしいという意見だって、固まってから出すのではなくて、今から理解を得る方法だってあるかもしれないし、「河川敷なくすのだったら、新しいほうつくらんでいいや」という意見だって、今から対応とっておかなければいけないと私は思うのですよ。固まってから出すより、そうしたら山がたくさんあり過ぎるということを言いたいのです。今、できることから発信されているのも町民の理解、私は最後にこう聞いております。

議会制度、町長におかれましても副町長におかれましても、議会事務局次長という立場を経験されている。何を言いたいか、仮の話です。提案あったとしても、それはいずれの時期とまだ言っていませんよ。提案あったとして、議会に。議会がその議案を慎重審議するに当たって、預かる場合も可能性としてあるのですね。もしくは、その預かる期間が３カ月なのか６カ月なのか、そういう状況にならないと、これまたわからないことであります。

そうしたら町長の夢、町民の夢という観点から言えば、今から発信して少しずつでも御理解いただく、大きい山というのは今回位置的な問題、複合的にそればかりではなくて予算の関係も含めて、複合的に重なってくると思うのですよ。どれ一つ、つまずいてもその夢を実現できる可能性は薄らぐ場合もある。

私が申し上げたいのは、今回、議長のお許しを得たと思っていますが、全てがもとに戻る項目なのです。場所を選定する、それは土地を買うということだけではなくて、それから仮に夢が実現して、そうしたら維持費。例えば、河川敷を廃止して１カ所に絞ったとしても５，０００万円かかるのか、例えば７，０００万円かかるのか、これもまたもとに戻る話なのですよ。現状として、河川敷は管理するのにいろいろな手法でやっていて、何百万円で終わっているなら、あえて言えばここで我慢しよう、その上で河川敷でグレードを上げてくれないかという話だって出てくるかもしれない。そういうものを含めて今、１回目の答弁という意味では、すごく不親切だなと、私はこういう印象を受けています。

くどいようであります。改めて再度お聞きしますが、土地関係での法規制、法手続期間どのように想定されているのか、６月に既設施設等相乗効果を考えていると答弁をいただいています。これは私が勝手に言っている話ではないのですよ。既設施設とは、どういうところを想定しているのか、これは私の勝手な空想ですよ。例えば、みらい農業の公共施設なのか、みどりの村の公共施設なのか、はたまた都橋付近の峠の湯付近の公共施設なのか、いろいろあるわけですよ。それに対して法規制だって、いろいろ違ってくる可能性だってあるわけですよ。決まってからでないと、議論できないという話ではないと思うのですね。

３番目、交通アクセスは、例えば、今、町内にワンコインバスというのが入っています。交通機関といったら、今現在、試行的は過去にあったかもしれませんが、例えば今言った仮に３カ所の公共施設を見た場合においてもどう考えるのか。例えば、みらい農業の付近だったら、あの坂を上ってワンコインバスを走らせるのか、日常的にみどりの村のほうまで走らせるのか、都橋の仮にそっち方面だとすれば、そっちの対応はどうするのか。そしてまた、どういうコースで停留所を設けて、これだって今議論できる、内部的に

ですよ、交通アクセスお聞きしたい。施設規模、５４ホールという話は聞いています。６月のあれに、クラブハウス、駐車場、倉庫、そのほかにクロカンとかいろいろな思いもあるのでしょう。いいですよ。そのようにプランニングしてください。でも町長は、今回基金をつくって、類似施設は何億円あるからという出だしの話で基金が始まったと、私は見ているのですよ。そうしたら、類似施設等を参考にすればおおよその規模、だってつかみですから、わかるのではないのかな。

次、夜間照明です。夜間照明というのは、パークを主にした夜間なのか、クロカンを主にしたのか、私は設置すれば両方対応でもいいと思っているのです。でも個数が違ってきますよね、どっちを主にするかによって、個数が。そういう議論だって、私はお聞きしているけれども、何の検討もされた結果をお知らせ願っていない。

大きい二つ目、規模の話で、つかみで何ぼかかるかわからないかという話ししていますが、二つ目の維持管理費これだって類似施設、例えば帯広方面へ行ったら、多くのパークゴルフ場があります。そうしたら、おたくはこんなに立派にするのにどのぐらい経費かかっているの、どれだけ人件費かかっているの、立派な芝だね、肥料とか種とはどうやってどのぐらい、例えば１ヘクタールかかっているのとか、これだって新しいことではないと思うのですよ。私がお聞きしたいのは、維持費に何百何十何円まで答えてくれという言い方をしているのではないのです。１回目と同じ質問を繰り返させてもらっていますよ。

三つ目、とっぱじめの話に戻させていただきます。着手はいつなのか、着工はいつなのか、厳密に言えばくわを入れる瞬間はいつなのか、不安でたまりません。くわを入れてもコースのレイアウトに従って、コースづくりが始まると思いますが、さらに芝という関係が出てきます。大きく言って。根がついて、供用するのにどのぐらいかかるのだ、今のお約束は着手の話ですから、供用の話は論外と思うかもしれませんが、時間的工程をどのように、土木で言うネットで、ネットってコンピュータのネットではないですよ。工程という意味で、これは建設部長が十分承知な工程管理という手法があります。そのネットには１本線ではありません。クモの巣みたくいろいろな工程がある中で、同時進行はできるもの。同時進行が、できなかったらどうするかということも含めた棒グラフ的な工程表ではなくて、いろいろな考えがやっていますので、そこら辺どうなっているのか、今回お答えいただいていない。あえて言うならば、私は１回目の質問に対して、ちょっと親切ではないな、そういう思いがあります。

これ以上お聞きしても答弁は出てこないと思います。それで改めて１２月に、改めて全く同じ項目をお聞きしますので、御準備いただきたいということで質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　質問ですのでお答えをしたいと思いますけれども、かなり長い思いを質問という形でいただきました。答弁漏れあれば、また御指摘をいただきたいと思います。基本的にも一問一答ということが論議のルールだと思いますけれども、なかなか長い質問でありましたので失礼あるかと思います。いずれにしましても高みを目指す方法はいろいろな方法があると思いますので、私は私、こういうやり方で行きたいということで、任期中、全力を尽くしていきたいとそのように思っておりますし、今、議員おっしゃるように大変御不安の気持ちで見守っていただいているということ、本当に感謝を申し上げたいと思いますし、このことは町民の皆さんも同じことだと思います。

ただ、私は手順があると思います。特に、場所の選定は極めて微妙なものがあると思いますので、これについては慎重にやっていきたいと、そのように思っております。

それともう一つ、今までの答弁の整合性からいうと、今回２カ所を持つことはどうだということの質問でありましたので、維持管理

費の中でのお話でありますけれども、２カ所を持つということは極めて難しいという判断をしております。これは答弁の整合性でいうと、以前もお話ししましたように、これについてはやはり利用者だとか関係団体の皆さんと、協議をしなければいけないという問題ですので、やめるということではなくて、２カ所は厳しいという現状についてお話ししながら、協議をしていきたいと思っております。

私は、新しいパークゴルフ場を何とか町民の皆さんの夢、そして私の夢としてやりたいというのは、河川敷ですといろいろな制約が受けると。特に女性で言うと、仮設トイレで本当にいいのかという思いも含めて、新しいパークゴルフ場の必要性を考えたということであります。

さまざまな課題があると思いますけれども、美幌町でできないことはないと、私は思っております。ほかの町村でできることを、なぜ美幌町でできないのかという思いもひとつ私ありますので、任期中全力を尽くしていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　一般質問を時間内でありますが、やめると言いましたが、一言申し上げたくて続けさせていただきます。

私は出だしこの文書を書くときに、こういう言葉を使わさせていただいています。現地踏査、答弁書は調査になっていますが、原文は踏査、これは土木用語ばかりではなくて、意味は十分わかってくれていると思いますが、検討委員会の人たち、少なからず美幌町職員であると思いますが、美幌に住んでいるからといって現地踏査の意味わかってもらいたいのですよ。

それは大きい意味の地図上の位置ばかりではなくて、地形、例えば議論過程ですよ。河川敷が水に浸かるという大きい意味の疑問点があろうかと思います。だけれども、今回買うところが何というのですか、堤防内、堤内・堤外、間違っていたら困りますけれども、簡単に言えば河川敷でなくても雨降ったら候補地が水のたまるところだったら、とてもとても議会が提案されたって同意できない話だし、土工という意味で技術力ありますよ。土を運んできて盛れば水につかないだろう、こういうやり方も確かにあります。だけれども、土地代も高い・安いか今議論できませんが、工事費が膨らむのか膨らまないのか、これ地図とか写真とか平面図だけで終わる話ではないですよ。

それから、トイレの話もされました。北見市も導入していると思うのですが、浄化槽的発想でトレーラー式の水洗トイレ、浄化槽式ですよ。下水道管がつながっていませんけれども、これは今の河川敷にあるトイレより数段上、そういうことも世の中には知恵と技術があるのですよ。そこら辺も十分いろいろなことを、私はこの夢を実現するために、町長は全職員を動員したって構わないと、知識というのが自分だけが知らない場合があります。ほかの人間が気がついていることが多うございます。それはやっぱり組織力ですよ。

こういう観点で何か知っていることないか、検討委員会ばっかりの人数少ないとは言っていませんよ。が、知恵よりももっともっと広めていいと思うのですよ。だから私は組み立てるに当たって、検討委員の人たちが不真面目だと言っているのではないのですよ。そうではなくて、組み立てるに当たって無知は仕方ない、でも無知を無知のまま放っておいてはいけない。これ全体を通して言わさせて、やめます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　先ほど、答弁の中で一つ漏らしておりまして、検討委員会の組織の中にある経済部とたしか言ってなかったと思いますけれども、経済部ももちろん入っております。繰り返しになりますけれども、全力を尽くしてやるということを再度もう一度、私の決意として全力を尽くして取り決めを進めていきたいと思っております。

前回の質問でもありましたけれども、でき

ないときはしっかりとできない理由を皆さんに説明させていただくということも含めて、全力を尽くしていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、１０番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を、１１時といたします。

午前１０時４５分　休憩

午前１０時５８分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）〔登壇〕　私は３点、公園管理についてが１点、空き家対策についてということが２点目、３点目としてふるさと祭りについてということで事前に通告してございますので、適正な答弁をいただきたいと思います。

まず最初に、公園管理についてですが、公園の遊具・点検・管理についてということで、公園における遊び場の安全性を一層高めるためには、子供の遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、公園管理においては安全措置を講ずることが必要です。

国土交通省では、都市公園における安全確認の強化を図るため、平成１４年３月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定して、地方公共団体等の公園管理者に対する国の技術助言として周知されたとしています。その後、重大な事故につながるおそれがある大きな可動性の遊具は大幅に減少しましたが、一方で、最近では遊具の経年劣化や点検不備に起因する事故が増大しつつあり、老朽化遊具への対応方法の明確化や安全点検体制の強化が課題となっています。当町での公園遊具の点検、管理についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

２点目、空き家の適正管理について。

空き家の適正管理について、外壁がはがれ、今にも崩れ落ちそうな木造住宅、今、急増する空き家の老朽化が、全国でも大きな社会問題となっています。ことしの冬、道内を襲った大雪で各地で空き家が倒壊し、人々を不安に陥れています。

そこで空き家の所有者に、適正な維持管理を義務づけることとともに、自治体が空き家の所有者に必要な措置を勧告できることなどを規定する条例が制定されてきている状況にあります。当町にも空き家はふえる状況にありますが、適正管理について条例を制定する考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

３点目のふるさと祭りについて。

一つ目は、出店数の増加対策についてということです。３日間のふるさと祭りは、初日雨に打たれましたが、たくさんの人でにぎわい大盛況に終わり、大変御苦労さまでした。この「町民手づくり」で始まったふるさと祭りも、２２年継続されていることはすばらしいことと評価され、美幌町手づくり出店実行委員会が、平成２５年７月、北見方面本部長から表彰され、誇りに思える一つになりました。

ただ、残念なことは、ここ数年出店数が減少傾向にあります。要因の一つには、出店者の高齢化も上げられておりますが、その反面若い方たちの団体がふえているのも確かなことでございます。この問題については、１年前に大江議員からも御指摘がありましたが、出店に対する考え方の見直しも必要となってきています。出店をただ募集するだけではなく、美幌ならではのさまざまな出店があってもいいのではないか。そのためには今から準備が必要で、新たな提案、募集の方法を模索すべきと考えているところですが、考え方がありましたらお聞かせください。

二つ目に町外者の参加について。町外者の参加についてですが、この件についても昨年から出されていた課題でもあり、今回のふるさと祭り出店者説明会の中で意見が出されて

おりました。町外者の方であっても美幌に職場を持たれ、団体によってはそのサポートを必要とされている団体については、認めることも必要ではないでしょうか。

大江議員の昨年９月定例会の一般質問の答弁で、町内在住者とのことでありましたが、自治基本条例の中では、「町民」とは「町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動などさまざまな活動を行っている個人・法人・団体」と広く定義されていることからも、町民参加のふるさと祭りでありますし、職場もはっきりしていることやボランティア団体等の活動をしている町外者にも、参加の対象としてはいかがでしょうか。

３点目、来場者のための休憩場所の設置についてです。ふるさと祭りを楽しみに来られる高齢者もふえてきていますが、今までは休憩する場所もなく、仕方なく縁石に腰をおろされています。空き場所をつくって一休みできるベンチ等を置くことで、もっと楽しんでもらえるのではないでしょうか。今までとは違う、ひと味違うふるさと祭りとなるような考え方の発想が必要とされています。今後の取り組みとしての考え方があればお聞かせください。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　坂田議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、公園管理について。

公園の遊具・点検・管理についてでありますが、国は都市公園における安全管理の強化を図るために、平成１４年３月に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定して、公園管理者に周知したところですが、その後、遊具の経年劣化や点検不備に起因する事故が増加したため、平成１９年３月に「都市公園の遊戯施設の安全に関する調査検討委員会」を設置して、平成２０年８月に遊具の老朽化対策、安全点検体制を強化した改訂版指針を策定しております。

本町における公園遊具の点検・管理につきましては、改定された指針に基づき、公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常点検に加え遊具履歴書を作成し、遊具点検チェックシートによる目視点検及び打音検査を実施して安全確認を行っており、必要に応じ撤去、補修、または使用禁止の措置をとるなど、事故が起こらないよう適切な維持管理に努めております。

また、都市公園の施設につきましては、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、長寿命化対策を含めた計画的な改築等を予定しているところであります。

次に、空き家対策について。

空き家等の適正管理についてでありますが、本町の空き家対策につきましては、美幌消防署が町内の巡回調査や自治会及び関係団体からの情報提供に基づき、火災予防上必要な指導を実施しております。美幌消防署が、空き家の所有者に建物への侵入防止対策を指導した建物は、平成２４年では５棟となっております。

町では、空き家が防災、環境、景観の面で課題となっていることから、空き家対策の条例制定に向け調査・検討をしていましたが、自民党は市町村が条例に基づき対策を強化する事例が相次いでいるものの、国レベルの法整備が不可欠として、「（仮称）空き家対策特別措置法案」を早ければ秋の臨時会に、議員立法で提出する見通しとの報道がなされたところであります。

内容は、市町村に空き家への立入調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするのが柱であることから、この法案の情報収集を行いながら、本町としてもさまざまな手法を研究し、空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、美幌ふるさと祭りについて。

出店数の増加対策についてでありますが、美幌ふるさと祭りは暴力団の資金源を絶つことを目的に、暴力団の関係する露店を排除し、町民手づくりの祭りとして、ことしで２

２回目の開催となったところであります。昼夜３日間の祭りの継続には、手づくり出店実行委員会役員を初めとする構成団体や出店者の皆様の御尽力、さらには会場沿線の皆様の御理解と御協力があってのものであります。

そのうち誰一人が欠けても継続が困難な祭りといえ、改めて関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

御質問の出店者の減少傾向に対する対応策についてでありますが、ことしの出店数は昨年より３店舗増の４５店舗となりましたが、今後も大きな伸びはないものと考えられます。このことから、ふるさと祭りの基本を大切にしながら、町民の皆様に親しまれる祭りとして継続できるよう坂田議員の御提案を初め、事務局に寄せられた御意見を近々開催が予定されている実行委員会にお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、町外者の参加についてでありますが、御質問の自治基本条例に規定している美幌町で働いたり、さまざまな活動を行っている「町民」の方の出店の参加でありますが、祭りから暴力団の排除を目的にスタートしたふるさと祭りでは、そのあかしとして町民手づくりの出店、町民町内者の皆さんの出店参加を基本としております。このことが暴力団を絶対に入れさせないための方策であり、祭りが２２年間継続している大きな役割を果たしてきたと言えます。

今定例会に提案の「美幌町暴力団の排除の推進に関する条例」の制定は、祭りから暴力団排除を行うための手続を定めており、実効性を持たせたものであります。このような背景の中、御提案の内容については、実行委員会の中で判断されるものと考えております。

次に、来場者のための休息場所の設置についてでありますが、ふるさと祭りには町民の皆様を初め、近隣の市や町から多くの方に御来場をいただいており、高齢者や体に障害を持たれた方も多くおられます。御提案の一時休息所の設置は、会場の全体配置の中で可能なのか、高齢者の方が優先使用できるかなどの課題がありますが、実行委員会にお伝えする中で、御来場の皆様に喜んでいただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　答弁いただきましたので、公園管理についてから再度質問をさせていただきたいと思います。

全国の調査によりますと、公園担当の技術職員がいないと言われています。公園担当者は、施設や遊具を専門的な視点から点検し、管理や改修に当たるほか、更新の必要性を判断し、費用の見積もりなどを担当する技術職員が激減しています。その理由としては、全体の職員数を減らす中で、事務系職員が管理や点検を兼務したり、民間の指定管理者に任せていたりしている自治体が多いと言われてもいます。

全国のブランコや滑り台など、遊具の４６．５％は設置後２０年以上が経過していますし、このほか設置年不明が１４．１％あると言われています。国交省では、職員の定数や財政面など厳しいとは思うが、できるだけ技術職員を配置してほしいとの姿勢で、自治体に働きかけをしているということでありますが、人材不足の自治体には国の出先機関を通じて専門的な支援を行うほか、自治体の業者が連携して点検・修繕を行う仕組みを導入して、検討しているところもあると言われておりますので、そういう点について町としてはどのような方向で今行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　今の安全点検に関する職員の技術職の部分でございますけれども、うちの技術職の遊具に関しての点検というのは、遊具施設の製品の特定会社に協会のほうで認定された資格者がそれぞれいまして、うちのほうの職員がそのことを勉強して資格を取るわけにはいきません。当然、

そういう遊具の危険性とかそういう関係につきましては、専門的な遊具の委託をした中で点検していただくというふうになります。

今回、長寿命化の関係の中でいたしました２３年、２４年の遊具点検におきましても資格者が、その遊具に対してやっています。日常の点検・管理につきまして、これにつきましては目視検査とテスト判断による打音検査と言われまして、これは技術だとか事務だとか関係なしに一般的な人が、目で確認して、なおかつさびだとかいろいろな表面上の劣化、それから遊具の連結するところの部分のボルトとかそういう形の部分のところを打音検査、テストハンマーでたたいた中で異音を感じるという形になりまして、それについてはある程度経験した中で、私たち職員も随時やっていけると思います。

全国的な遊具の情勢及び私たちの今、職員の職場の実態の御指摘ですけれども、そういう形はありますけれども、今の現状の中で日々努力している現状であります。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　日々点検されているということで理解はしているところなのですけれども、例えば今回、美幌町にある遊具置いてある場所、公園、そういうところを最終的にはいつごろチェックしたのか、そのことについてお答えできるところがあったらお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　点検につきましては、毎年雪解けに合わせた形、それから特別、検査的に言うと、夏休みに入る児童のいない形で年に１回必ずチェックして、遊具の履歴とチェックシートをしております。

チェック結果によりますと、２４年の分については使用禁止の部分で、美園の木製と元町の鉄棒関係については使用を禁止していまして、２５年、議会でもウッディパークの関係で、幼児がささくれのロープに触ってけがをしたという、事故報告ありましたけれども、それも事故のときに禁止にいたしまして、ことしの夏までに修繕をしております。それから、あと２４年に使用禁止で、わかばの滑り台を使用禁止にしています。

全般的に多分見ておわかりのように、遊具関係の鉄類関係の部分については、塗装が既にはがれて、一時的には季節雇用の関係の部分で塗装したりとかしていますけれども、ここ二、三年していないと。そういう形の部分では、多分、遊具関係が見られると思いますし、木製関係については、確かに完全に年数経過された中で劣化がひどいという形になっています。

それで来年の要望というか、長寿命化の中で全体的な計画はまだ立てておりませんけれども、緊急性の部分の中でウッディパークの関係の木製遊具について、補助を受けた中で交換したいということの要望を２６年にしようとしておりまして、採択されればそういう形の部分で計画的に順次、遊具の更新をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　毎年１回点検されているということなのですけれども、日常、子供たちが遊んでいる公園なので、十分もっと点検していただきたいなというところが何点かありました。

というのは、確かに大きな遊具については計画的な補修、改築が必要なのでしょうけれども、すぐ修理できるものもあると思うのですよね。例えば、子供たちが大好きで、落ちているブランコについて、外されたままになっているところもありますよね、そういうところもやっぱりすぐ修復できるのではないかなという点が一つ。

それから、腐れた木片が、残骸がとがった状態で置かれているというのは、やっぱり子供たちがちょっとして触ったときに、転んだりぶつかったりする可能性もあるので、そういうものはきちっと取り外していただきたい

なという点。

それから、今、言われた道具等で鉄パイプや何かの連携しているところの鉄版ですか、そういうところは結構さびて、大小の穴が相当無数にあるので、そこら辺のところも十分点検して安全を確認した上で、利用できるような状況にはなっているのだろうなというふうには思っているのです。私たちが見た目では、今すぐ落ちて危険な状態とは思わないのですけれども、ただ危険というのはいつ起きるかわからないという意味では、相当そういうものについてはしっかり確認をしていただきたいなというふうに思っているところです。

それから、今、ウッディパークのことについては、計画的に木でつくられている遊具なので、年数がたつと、どうしても木は木目がすり減ったりして、相当ささくれだったりしているというところもあるのですが、その中でも木片をちゃんとささくれ立たないように、ゴムマットみたいので包んでいるところもあるのですけれども、そのゴム自体が避けて、先がとがって危険な状態でもあるかなというふうに思っていますので、そういう簡単に削り取られる部分、それから補修できる部分については、早急に対応していただきたいなというふうに思います。

それから、みとみ公園の遊具のそばに立っている柵の棚ようなものがあるのですけれども、それは見たことがあるとは思うのですが、棚のところの上の横の鉄棒がコンクリに相当ひびが入って、中に入っている鉄の棒が丸で見える状態になっていたり、立っている横の柱のところからコンクリが砂状になって流れ落ちている状態、そのままに残っていたりというのがあって、そういうものはやっぱりきちっとどういう処理をするのか、私にはわかりませんけれども、そういうものを見て点検していただかないと、いつ落ちてきたり倒れたりするかという状況は危険を伴うものなので、そういうものはきちっと対応していただきたいなというふうに思います。

それと、遊具ではありませんが、公園の周りに柵が張られていますよね、その柵も折れているところには、危険という印でビニールテープを巻いてわかるようにはしているのですけれども、それが１カ所、２カ所ではなくて何カ所もそういう状態になっていて、その柵というのは丸太でつくられているものなので、そういうものであれば予算はそんなにかからないで、すぐ直すことができるのではないかなんていうふうに感じております。柵も倒れていたり、本当にぐちゃぐちゃになっていたりというところもありますので、景観的には公園としての景観が損なわれているのではないかなというふうに思うところでありますので、直されるものについては早期に直すことが必要なのではないかなというふうに思います。

それと、公園内に看板が立てられているのですけれども、その看板もよく見ないと見えない状況になっている。何を書いているかということが、わかりづらいというのもありますので、そういうものも事前に全部点検していただいて、早急に取り組めるところは取り組んでいただきたいなというふうに思います。

いつもそうなのですけれども、テレビでもよく言われているのですけれども、何でも事故が起きてから再発防止ということをよく言われるのですが、やっぱり事前にチェックができていて、修理ができるところは修理をしていただくと、事故というのは起きないのではないかなというふうに思っていますので、維持・管理計画については適宜やっていただきたい。チェック体制が必要だと思うのですが、そのチェック体制について、もし具体的な考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　今の御指摘、具体的な部分の中で御指摘されたのについては、本当に同じような考えでございます。点検しているうちらも施設の劣化とか、

そういう度合いにつきましては、本来的には事故はあってはならないので、予防保全的にきちっと前もって修繕をすることはしなければならないと思っておりますけれども、いかんせん今の公園管理の中でいきますと、うちの建設水道部でいきますと、道路管理だとかいろいろな形の中で、いう体制の中でそのような形がきちっと、今、御指摘された部分の中にいっていない点については、大変申しわけないと思っております。

維持・管理について指針という形ですけれども、これにつきましては、今の専門的な部分が先ほど言いました２３年、２４年に公園の長寿命化の中で専門的な遊具の点検した結果について、御指摘を一応受けております。それについて、今後についてどうするのかという部分でも御質問ありますし、その点検の中で今言っている本来的に使われて、事故も起きそうな部分については、本当に緊急性の部分の中で使用停止をしていかなければなりませんので、そのことも踏まえた中で今後の遊具に関する点検、またはその指針的な部分については早急にというか、やらなければならないというふうに思っております。

言いわけになって大変申しわけないのですけれども、そういう形の部分の中では、予防保全を本当はしなければならないやつがあくまでも事故対応という形、事後処理になっているということについては、所管する責任者として大変申しわけないと思っています。今後、そういう形の中では財政的に伴ういろいろな部分につきましては、そういうことについて協議しながら満足いく遊具管理というか、維持・管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　しっかり取り組んでいただきたいということと、公園ですから、子供たちのために遊具をつくったということで、使われない遊具も撤去されてしまって、一部だけ残っているというところもありますよね。そういうものは本来、ここの公園にはこういう遊具をという思いでつくられていると思うので、できれば復元をするような形でもっていっていただきたいなというふうに思います。

というのは、ここの公園にはこういう遊具、ここの公園にはと、美幌の町の公園全体見て同じものというのはそうたくさんないのではないかなというふうに思うので、子供たちにとっては一つの公園でなくて、ある意味こっちの公園、こっちの公園と、自分たちで使い分けしながら遊んでいるという部分もありますので、本来そこに設置されたものであったら、撤去後やっぱり復元する形をとっていただきたいということをお願いしながら、安全管理体制というものをきちっと今後も続けていただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　今のちょっと言われました遊具のある児童公園とかブランコだとかがある公園なのですけれども、これにつきましても当初できたいろいろな周辺の児童公園の性格上、子供たちがいない部分もあるし、高齢者が来るとかいろいろなことありますので、今言われました遊具につきましては、今の公園自体のあり方も検討しなければならない時期に来ておりますので、ただ、壊れたから修復するのでなくして、利用だとかいろいろな形の部分を考えながら、なおかつ公園というのは公共的な一つの空き地という形で、雪のある冬にいろいろな形でも使われています。

当然、避難所とかそういう形で使われておりますので、そういうことを見直す今、時期に来ておりますので、そういうことの中で今言っている長寿命化の部分を踏まえた中で、今の公園のあり方の部分、遊具の設置関係についても検討しながら進めていきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さ

ん。

○９番（坂田美栄子君）　公園の遊具の適正管の適正管理については、対応していただけるいうことなので、この点については質問を終わらせていただきます。

空き家対策の適正管理についてですが、これについては全国的にも高齢化が進んで、空き家はふえる状況にあります。町内ではどの程度の空き家があるのか、調査した経過はあるのでしょうか。空き家となっている環境についても、状況については自治体として知る必要があるのではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　ただいまお尋ねのありました空き家でございますが、町のほうで現在調査がされているのは答弁書にもありますが、美幌消防署において防犯上、また火災の危険上、そういう危険物としての空き家の調査はされております。その個数につきましては、７カ所に１５個ありますが、答弁書にありますとおり、そのうち５個について指導をさせていただいたという内容で、あと御質問の一般的な空き家、危険でない空き家ですね、それについての調査は特別行われていないという状況でございます。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　消防から連絡が入っているそこの管理状態がきちっとなっていないというところの５件ということと、空き家というので７件ぐらいしか把握されていないということなのですけれども、私が町内見る限りでは、空き家と称される建物というのは結構あるのではないかなというふうに思いますので、やっぱり空き家をきちっと調査されて、美幌の町にはどの程度の空き家があるかは、きちっと把握しておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

と申しますのも管理不全な状態となった空き家は、自治体にとっては先ほども申されておりますけれども、火災、家屋倒壊、犯罪が大きな課題となってきます。町民の生命、財産及び生活環境に対する重大な損害発生を防止するためにも、空き家等の適正管理条例なども必要になってくるのではないかと思います。国レベルの法整備も不可欠ではありますが、自治体の大きな問題ですので、一刻も早く制定するべきではないかというふうに考えます。制定している市を参考にしながら進めることは十分可能と思われますので、早急に着手していただきたいというふうに思います。

また、条例を制定した市の中には、空き家の改善資金として１００万円を上限に無利子で所有者に貸し付ける条例を盛り込んでいる自治体もあります。当町としては、そこまで踏み込んだ条例とする考えはあるかどうかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　単なる空き家といいますか、短い間の空き家は特に問題ないと思い、善良な管理がされているのではないかと思いますけれども、多分、坂田議員もイメージとしては空き家から廃墟に変わるような、多分そういうイメージでお話されていると思うので、私もイメージとしてはやはり防犯、防火、地域の景観から見ると、どうしようもならないような廃屋・廃墟に近いものをどうするかということで、全国的に非常に困っているというようなことで条例を設けるところが全国的に出てきていると。それに合わせて国も対策をとらなければいけないということで、今回、法整備をするというようなことだと思いますけれども、条例つくって改善命令出して、それで代執行をするということが、この町にふさわしいのかどうかも含めて検討しなければいけないと思います。

それで、今、議員おっしゃったように、補助を出して壊すというようなこともやっているところもあるようでありますけれども、果たしてそれがいいのかどうかということもまた議論になってくると思いますので、本当に法だけ、条例だけ整備して、それで済むとい

うようなことではないと思いますので、いろいろな実効性の伴ったこの町に合った条例を目指していかなければいけないのではないかなと、そんなふうに思っていますので、まだまだ研究の余地は十分あるのではないかと思いますので、今、直ちにということはなかなか難しいですけれども、いずれにしろ国の法整備の状況も見ながら、対応していかなければいけないと、そんな思いでおります。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　確かに、今、町長がおっしゃられたように、大都市あたりでは相当な空き家という意味では放置された空き家、持ち主のわからない空き家もたくさん出てきているという状況にありますけれども、美幌の中ではまだそこまでに至っていないのかなというふうには思います。そういうところも理解するところでもありますけれども、やはり空き家という意味での対策というのは、美幌の町でも考えていかなければいけない課題の一つではないかなというふうに思っていますので、今、方法としては条例をつくることが優先ではなくて、方法は幾らでもあるのではないかというお話でございますが、最終的にはやはり条例によって裁かなければならないものも出てくるのではないか、これからはそういうこともあり得るのではないかなというふうな思いでおります。そういった意味で、今から準備を進めていかなければ、いざとなったときに果たしてどうなのかなという思いがありますので、やっぱり全てそれで終わりということではなくて、準備をしていく必要があるのではないかというふうに私は考えておりますので、そのことについてもし答弁できるところがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　おっしゃるとおりだと思いますね。それで美幌も例えば、お年寄りだけで住んでいるところもありますし、子供が都会に出て行って、それで誰も美幌に住まなくなったというところで、余り建物に価値を見出さないという、そこにお金かけるのがどうなのかという傾向が多分強くなってきたので、都会を含めて田舎でもこういった廃墟に近い空き家が出てきているというのは現実だと思いますし、これからそういうことが進んでいけばまだまだふえる要素もあると思いますので、議員おっしゃるように、さまざまな検討を加えて準備を重ねる、準備をして備えるということも極めて重要だと思いますので、おっしゃるようなことはしっかり受けとめて対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　それでは、３点目のふるさと祭りについて質問させていただきます。

出店数の増加対策についてですが、確かに昨年よりも３店舗ふえました。私も、ふるさと祭りには一番最初からかかわらせていただいておりますので、２２年間、私も２２歳年取りました。そのぐらい頑張ってきたつもりでございます。実行委員会の人たちの気持ちもよくわかります。そうなのですけれども、やっぱり始まった当初、２２年前は本当にずぶの素人の人たちばっかりの集団で、お客様からは相当苦情も多かったと思っていますし、そのときの出店団体というのはサークル活動であったり、各自治会役員の人が中心になって出店をしていたり、趣味の会であったり、スポーツ団体であったりという気楽に参加できるお祭り、ふるさと祭りだったと思うのです。

それと、出店料というのが本当に安かったので、私たちもやってみようかという気楽な気持ちで出店できたというのが、確かにあったと思います。２２年たって、現在では出店数が少なくなった理由としては、今まで頑張っていた自治会の役員の人たちも２０年、１０年たつと、想像以上の年齢になっていますし、サークル活動にしても同じだと思いま

す。趣味の会にしてもスポーツ団体にしても若返ってきて、その若返りの反面、出店料も相当高くなりました。趣味の会だとかスポーツ団体というのは、３日間で出店料を何とか賄おうとすると、相当頑張らなければいけないということなのですよね。頑張らなければいけない中に、規制がだんだん厳しくなってきて、やっていても出店者もお店に来る人もどっちも楽しくないと、必死でやらなければならない状況というのは、いかがなものかなというふうな考え方に立つわけなのです。

お祭りというのは、出店する人も楽しい、それから来てくれる人にも楽しんでもらうという意味のふるさと祭りだと思いますので、そこら辺のところで出店数を増加させるためには、例えば今回新しく出店したいという人もあったのですけれども、出店料の金額を聞いてびっくりして、やめてしまったというところもあります。というのは、皆さん手弁当で自分たちがつくった物を出店して買っていただく、それで喜んでいただくということなのですけれども、テント一張りで２万２，０００円、３日間でどうやってもうけるかというとなったら、非常に厳しい条件ではないかなというふうに思います。

それと、それに道路使用料、そのほかにお金はかかります。そうなると、なかなかそれだけ賄えるだけの売り上げがないということは、出店したくないということにつながっていくのだ思うのです。だから、そこら辺を本当に新しく出店したい人のためには、もう少し話をよく聞いて条件を緩和してやるとか、そういうことをしないと、きっと新しい出店者は出てこないのではないかなというふうに思います。

私もちょっと、実行委員会の関係している人だと思うのですけれども、「出店料が高いよね」と、愚痴りました。そうすると、「もうければいいしょ」と、たった一言、それですよ。だから、そういうことというのは、私は考え方としては非常に違うのではないかなというふうにすぐ思ったものですから、今回質問させていただいたのですけれども、やっぱり盛り上げるために美幌ならではのお店を出すために、２２年間経過したのですから、やっぱり実行委員会の人たちとともに、もう一度お店のあり方、お祭りのあり方、それを見直していただきたい、それは強く要望したいと思います。そのことについて、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　２２回を迎えたということで、これの発端となったのが、全国組織の暴力組織が美幌に事務所をつくるということで、本当に当時の暴追協の会長、本当にさまざまな困難乗り越えて排除したと、その象徴的なのがこのふるさと祭りだと思います。そこが骨になっているので、規制緩和できるところはしっかりやらないといかんと思いますけれども、骨の部分を変えるということにはならないと思います。

出店する方も楽しく、来る人も楽しくというのはもちろんありますけれども、そこに安全・安心のお祭りというところが、極めてこの祭りの骨に、背骨になるところだと思いますので、ここを変えてしまうと、店舗数が少なくなってきたからそこをもうちょっと緩めるということになると、そのすき間で何が起きるかということも極めて危惧しなければいけないと、そんなふうに思っております。

いずれにしろ、町がこうだと決めることではなくて、まさに手づくりの出店の実行委員会つくっていますので、実行委員会の皆さん各界・各層の方がおられますので、その方々の判断というのもあると思いますので、私どもは今言ったようなことを基本に、規制緩和できるところはしていただいたり、あるいはできないところはしっかり守っていくということが大事だと思います。

今、見てわかるように、ごみも持ち帰っていただいています。そして、たばこの問題ちょっとありますけれども、たばこもすれ違いざま、子供の目線でたばこを吸うと非常に危険だということで、１カ所にしていただき

ました。そういう規制もまた強めるところは強めるということで、本当に手づくりのふるさと祭りとしての今後のますますの発展と充実を我々がつくり上げていかなければいけない、その一員として私どもも守るべきものは守り、そして緩和するところは緩和するという意見を述べていきたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今までの考え方から、私も外れているつもりはありません。ただ、やっぱりみんなに楽しんでいただくために、実行委員会の人たちがどれだけ苦労されているかというのも私も見ております。お祭り始まるころから準備をして、夜も遅くまで警備をしていただいたりという意味では、本当に感謝しておりますし、十分理解はしているつもりです。

それで、なおかつお店を出店数をふやしたいというのは、来場者の方も毎年お祭りの出店数が減ってきているよね、寂しいよねという声は随分聞かれているという思いで私は今回質問しています。

それで、次に、このことと町外者の参加についてということつながるのですけれども、私が町外者と言っているのは全くの町外者ではなくて、先ほど説明したように美幌に職場を持っていて、美幌で働いていただいて、ある団体のサポートをしながら、そうやって活動をしてきている人たちも、以前から排除されているというのは確かにあるのです。ですから、そういうことも含めて、皆さんで楽しくするためには、私たちは出店するときに出店者名簿というのを必ず提出しています。住所・名前・生年月日、それから団体の活動の関係、そういうのを事前にきちっと名簿を提出して、そうやって参加させていただいているにもかかわらず、やっぱりそこではねのけられるということについては、お店を出す団体についてもいろいろ問題があるのではないか、町民の参加ということを基本に私たちは考えています。町外者ということではなくて、町民がゆえにお祭りを盛り上げるために参加させていただきたいということなので、そこら辺のことも十分わかった上で、実行委員会の中でしっかりと話をしていただきたい。答弁の中では、出店説明会のときに意見交換をしていますと言われておりますけれども、なかなか具体的な話になっておりませんので、一方的な説明のみで終わっています。

ですから、例えばアンケートを出していただいて、この機会ですから、アンケートを出していただいて、どういうふうにしたらお祭りを盛り上げられるか、どういうふうにしたら今までのような暴力を追放しながら出店できるかということも含めて、皆さんの意見、出店者、それから町民の意見も聞いた上で、いろいろな点で見直しをかけていただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　一定の線引きをしないと、やはりどこかから、堤防がモグラの穴一つで決壊するようなことがよく言われますし、割れ窓理論というのもあるようでありますから、１枚のガラス割れたために犯罪につながるというようなこともあるので、やはりどこかで一定の基準、線引きをしなければ、なかなか秩序が保たれないなと思っております。とりわけ先ほど言いましたように、こういったふるさと祭りはできたときの当初のことを考えていただくと、やはり一定の線引きというものが当然必要になってくるのだろうなと思っております。

それと、町づくりの中で基本条例で町民という規定をさせていただくことと、祭りをつくる町民というところの違いは、これは御理解いただけると思いますので、自治基本条例で町民というのと、それ以外のところで使う町民というのは若干ニュアンス違うし、規定も違うと思いますので、一緒にしてしまうとなかなか難しい話になってきますので、線引きもできないということになると思いますの

で、その辺は御理解をいただきながら、実行委員会の中でお話をしていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今、町長の答弁の中にあった町民の位置づけというのは、私は違うと思うのです。やっぱりそこのお祭りだから、町民のあり方、町民の価値観、それから基本条例でうたわれている町民の価値観、お祭りは別だということは私は違うと思うのです。

事前に先ほども言われたように、相手の参加する人の住所・氏名・生年月日、それから職場、それと団体との関係、それは事前にきちっと提示しています。それでなおかつだめということになれば、本当に制約が厳しくて、だんだん出店することも協力することもできなくなる状況が出てくると思います。

モグラの穴と先ほど言って、それもわかります。だけれども、きちっともう一度、実行委員会の中で提示して、議論していただきたいと私は思います。ということで私は、そこのところだけは、町民の定義は譲れないと思っています。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ふるさと祭りつくる、実行していく中での町民という規定と自治基本条例でいう町民という規定は違うのではないかと、それは僕はそう思っております。

それと、あと実行委員会の中でお話、いろいろな論議をしていただきたいと、それはもちろんだと思います。いずれにしろ２２回も続いてきたこのパワーをこれからもしっかりと町民の皆さんの力を発揮していただいて、続けていかなければいけないと思っております。

美幌のいろいろなイベントを見ますと、観光和牛まつりが３４回、これも途中経過ではいろいろな課題があったり、さまざまなことがあったと思いますが、その時々でいろいろな判断をしながら、骨を守りながら続けてこられたと思っておりますし、また、いろいろなビールパーティーなんかも多いですけれども、美幌は四半世紀にわたる回数を重ねてきているのです。これらも全ていろいろな課題がある中乗り越えてやってきたということでありますから、ふるさと祭りもいろいろな課題を乗り越えていく力は十分持っていると思いますので、実行委員会の中での論議をしっかりとしていただくように、我々も意見としてしっかりと述べさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　町民の理解のところだけ、私もちょっと譲れないところもあるのですけれども、実行委員会の中できちっと議論をしていただくということで、お願いをしたいと思います。

最後に、来場者のための休憩場所についてですけれども、答弁の中では、喜んでいただけるように検討してまいりたいということですので、私が考えるのには道路を通行どめにして、あいている道路が何カ所かあります。そういうところに椅子を置いていただいたりすると、椅子もパイプ椅子とかではなくて足場板でも何でもいいと思うのですよ。そういうものをたくさん置いていただくことによって、来たお客さんというか、お客さんたちがそこで休憩できる。

この間、私は高齢者という思いで今回出させてもらったのですけれども、ある親子に言われたのは、高齢者ばかりでありませんと。私たちも祭りを楽しみながら、そこの場所で物を買って、そこで味わってみたい、それがなかなか今までできませんでしたということだったのです。やっぱり家へ持って帰って食べるのではなくて、親子でそこで買ってそこで食べながら楽しみたい、お祭りを楽しみたいという話をされた人がいましたので、まさしくそのとおりだなというふうに思いますので、あいている場所にはどの程度、相当数の

来場者の方がいらっしゃると思うのです。

私が３日間お店を出していて、３日間とも来ている方たちがたくさんいましたので、やっぱりそういう人たちが昼も夜も来てくれることには、本当にありがたいことだなと思いますので、そういう点でサービスの提供は必要だろうと思いますので、来年に向けてはしっかりと座る場所を確保していただきたいと思いますので、そのことを強く要望して質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　ただいま御質問のありました休憩所のことでございます。

答弁書の中では、高齢者のための休憩所ということで、実行委員会のほうで検討してまいりたいということで書いております。それで、一般の方の休憩も含めたことを考えますと、出店者の方との意見調整とかと、そういうことも含めておかないとならない部分が多々ございます。そういうことでは、御意見を実行委員会にお伝えしながら、また、その中でどのような形が可能なのか、また、課題が何なのか協議してまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、担当のほうで心配していることをちょっとお話させていただきましたけれども、今までもごみの持ち帰りはしっかりやっていただいた来場者の方ですから、高齢者という一つの基準どうするかちょっと置いておいて、高齢者の皆さんのための優先休み、休憩室、休憩エリアというのですか、多分、理解されると思いますので、私どもは一線を引くような形でお話をさせていただきたいと、そのように思います。

多分、美幌の町民の皆さんであると、理解を十分していただけるものと思っております。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、９番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を午後１時１５分からといたします。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時１３分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により、発言を許します。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）〔登壇〕　私は、通告をしております以下３点にかかわって質問いたします。

一つは、住宅リフォーム制度についてであります。

美幌町の住宅リフォーム制度は、本年度で３年間の期限を迎えます。この間の実績から、来年度以降も継続すべきものと期待いたしますが、以下、お聞きいたします。

その１点目は、住宅リフォーム制度の継続についてでございます。一つは、この３年間の事業について、新築住宅着工件数の逓減とも関連してどのように評価されていますか、伺います。

２点目は、利用者、事業者の意向は、このリフォーム制度をどのように評価されていますか、お伺いいたします。

２点目は、制度の対象の拡大についてであります。中小業者の店舗改修などへの適用について、対象の拡大を図るべきではないかと存じますが、伺います。

大きな２点目は、介護施設の拡充についてであります。

その１点目は、各種介護施設入所者などの待機状況についてお伺いいたします。一つは特養緑の苑であります。老健アメニティーであります。グループホーム、ショートステイ、シルバーハウジング。

二つ目は、各種介護施設等の整備見通しについて伺います。介護施設等への要望に迅速に対応するため、各種施設などの整備見通しについてお示しいただきたいと存じます。

大きな３点目は、ドックラン整備についてであります。

少子高齢化の進展で、犬などのペットは家族の一員、人生の伴侶との社会的な認識が醸成される中で、動物愛護法で「人と動物の共生に配慮」、「その習性を考慮して適正に取り扱う用に」と定められたところでありまして、この点から以下お聞きいたします。

一つ目は、美幌町の主要な公園へのドックラン整備が必要となっているのではないかということであります。

二つ目は、当面、河川敷活用による一定規模のドックランの整備を考えてはどうかということであります。

お聞きいたしたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　大江議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、住宅リフォーム制度について。

住宅リフォーム制度の継続についてでありますが、御質問の第１点目の項目、３カ年の事業評価についてですが、美幌町住宅リフォーム促進助成事業制度は御承知のとおり、平成２２年度から３カ年間の時限でスタートし、今年度が最終年度となります。リフォーム制度を利用された実績ですが、件数、工事費として平成２３年度が９３件で約２億８，４００万円、平成２４年度では１４０件で約３億６，３００万円、２５年度は申し込み件数で２５０件で約５億７，５００万円となり、３カ年間で４８３件、工事費総額で約１２億２，２００万円、町の補助金額で約１億６，４００万円となっております。

また、この間の新築住宅着工件数では、平成２３年度で２８件、平成２４年度で３１件、平成２５年度は８月末時点で３２件と、毎年漸増傾向と判断でき、リフォーム事業と新築着工への関連は直接的にはないものと考えております。町は、この住宅リフォーム制度が町民の方々に広く活用され、住環境整備はもとより、地域経済への活性化にも大きな効果があったものと考えております。

次に、項目２の利用者、事業者からの事業への評価についてですが、アンケート集約結果では、まず利用者の方々からは「よい制度であり、今後も継続を望む」との御意見が数多く寄せられ、また「制度を知って工事を決めた、迷う気持ちの後押しとなった」の声もございました。

さらに、事業者の方々からは、「補助制度の継続を望む」との御意見が大多数を占めておりました。利用者、事業者の皆様からも以上のように、町の住宅リフォーム制度について評価をいただいております。

次に、２点目の中小業者の店舗改修などへの適用についての御質問ですが、住宅リフォーム実績を初めアンケート結果や町民の皆さんからの御意見・要望をもとに、制度継続を前提として内容拡大等も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、介護施設の拡充について。

各種介護施設入所等の待機状況についてでありますが、特養緑の苑の待機数につきましては、定員１００床に対して２１６名、老健アメニティー美幌は定員１００床に対して２２１名となっております。この中には他の施設との重複申込者や、将来に心配なために事前に申し込まれている方々も含まれていますので、実際の待機者はこの数よりは少なくなりますが、実数についてはそれぞれの施設で管理しているため、把握できておりません。グループホームにつきましては、認知症対応型グループホームが町内に４事業所ありますが、定員７２名に対して１００名の待機者がおられますが、この待機者数につきましても重複申込者が含まれております。ショートステイにつきましては、緑の苑に２０床ありますが、毎月の申込者数は定員を超えている状況であります。また、シルバーハウジングの待機者数につきましては、新町道住１２戸のうち２戸はあいており、旭公住は３０戸とも満室となっておりますが、待機者はいない状況であります。

次に、各種介護施設等の整備見通しについてでありますが、ケアつき高齢者住宅やケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所など

の整備につきましては、第５期介護保険事業計画において、平成２６年度に民間事業者による整備を検討することとなっており、協議を行っているところでありますが、現時点では具体的な結論に至っていない状況であります。今後も国や道の補助金制度を活用しながら、民間活力による施設整備を進めていきたいと考えております。

次に、ドッグラン整備についてでありますが、初めに主な公園のドックラン整備について、公園施設でのドックラン整備につきましては、現行施設がドックラン設置を想定していないため、鳴き声、ふん尿等の問題で周辺住民並びに公園利用者の理解が得られにくいなどのさまざまな課題が考えられるほかに、公園施設及び河川敷へのドックランのための新たな施設整備及び狂犬病等の予防接種等の確認のための管理人配置などの費用を要します。

また、道内におけるドックランの設置状況は、民間による設置運営が主であることから、現在のところ公園施設及び河川敷でのドックラン整備は考えておりませんが、今後、住民ニーズの動向等を踏まえて慎重に検討したいと考えておりますので、御理解お願いを申し上げます。

以上、答弁させていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　再質問させていただきます。

一つは、住宅リフォーム制度についてであります。

第１回目の答弁は、方向性としては大変積極的なものでございまして、その方向でぜひ進めていただきたいと思っております。

そこで事業の評価についてでありますが、私は美幌町の景気が余りよくないということを見ておりまして、この間の新築住宅着工件数などを原課から資料もいただいております。その点では、この３年間だけを見ますと横ばいだなというふうに見えますが、平成１１年ころまでは年間１００件を数えておりました。平成１２年度以降、大きく落ち込んできまして、平成２０年からは４０件台に落ち込むと、現在では３０件そこそことこんな状況になっておりまして、多分、担当課ではそう簡単に新築住宅の拡大というのは望めないのではないかと、そんな感想も漏らされていた経緯も過去にあります。

そういう中で美幌町としては、町産材活用の補助制度なども出しておりまして、去年２２件、ことし１８件ということで、こういうものもプラスに作用してのここ近年の新築住宅着工件数が、何とか右肩下がりをとどめているのではないかという感じをしています。私は、勝手に延べ面積だとか、あるいは大体新築住宅１件当たり１，５００万円から２，０００万円するだろうということで、勝手に試算をしておりまして、その結果、新築住宅の落ち込みと住宅リフォームの事業費を合算すると、過去の栄光まではいきませんけれども、結構数年前までさかのぼって一定の経済効果を上げていると。両者を足して初めて漸減ではなくて、大体横ばいになっているかなというように思っております。

そういうふうに見ますと、住宅リフォーム制度は裾野が広いということもありまして、町が出している補助金と事業費との額が１０倍以下ではありますけれども、実態はそれを超える景気浮揚策になっているのではないかというふうに思っているのですが、町長は、第１回の答弁では、少し控え目な御答弁だなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ただいま御質問いただきましたリフォームと新築住宅の傾向、実績、そして町産材の新築着工件数のお話がありました。

それぞれ新築住宅については、多分お話あったように、バブルがはじけた後ぐらいから、やや日本全体で新築着工件数が減ってきたと。これは経済指標の一つにもなっていま

すので、日本経済の一つの指標があらわすこの件数だと思います。我が町も今、大江議員がおっしゃったように、年を追うごとに減ってきているというようなことが明らかであると。それで一方では、リフォームが大変な町民の皆さんに支持されて評価をいただいて、たくさんの方が利用していただいているということであります。

当初、このリフォームを考えたときにも実は心配したのは、リフォームのほうにいい影響ばかり出て、新築住宅のほう減りはしないかというようなこともありましたけれども、そういった因果関係も特に見当たらないということで、ちょっと安堵しておりますけれども、いずれにしろ新築住宅は人生のうち大きな投資の一つだと思いますので、これは経済状況であるとか、いろいろな各種制度の影響多分に受けることがあるのではないかなと思っております。

そんな中、町産材の活用住宅にさらにＰＲ等含めて、こちらのほうも町外業者の方でなくて地元業者の方にやっていただいて、地域でお金を回すというようなこと。そして一方では、リフォームで住環境を整えていただく、そして地域経済に刺激を与えていただくと、この二面性で今後もできれば進んでいきたいと思っていますけれども、リフォームも３年間という時限的に進めてきたものでありますから、利用者、事業者、そして議会皆さんの御意見をいただきながら判断をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　私もいろいろな方々の御意見を伺っておりますが、否定的な声は出ていないという中身でありまして、雇用の場の拡大、あるいは事業の費用対効果という点で見ますと、相当末広がりになっているなというように感じております。

そこで現在の制度でありますが、例えば年度初めに申し込みを受け付けて、途中でなかなか、年度途中での受け付けがされていないので、そこは何とかならないかというようなのが、既に何回か実は聞いております。あるいは住宅リフォーム制度ということで、住宅ではないために対象から外れるということで、例えば大通商店街などを初めとしまして、個人の店舗と住宅が併設されているような形で、店舗は対象から外れるというようなことなどもあって、ぜひ景気がよくない事業者としてみれば、住宅リフォームと限定しないで店舗のリフォームもこの際できるようにならないか、あるいは一定程度の金額の備品の購入などについても、やっていただけないのだろうかというような声もございます。

第１回目の御答弁の中では、それらも含めて検討していただけるのかというような方向の答弁に聞こえているのですが、念のため継続する場合の内容の改善という点で、もう一つ踏み込んでお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　議員いろいろな方とお会いして、否定の声がないということで、本当に感謝を申し上げたいなと思っております。それでさまざまな声が上がってきているというようなことで、例えば年度途中の受け付けができないかということですけれども、これはこれからの検討だと思いますけれども、実施継続するということを前提にして考えると、こういった声も検討しなければいけないと思います。

さらに住宅でないために除外されるという部分で、多分、商業をやっておられる方は住宅兼店舗というのが、一つのどちらも職と住が一緒になっているというようなことですので、こういった声もやはりこれから継続するとすると、考えていかなければいけないと思っていますけれども、いずれにいたしましてもこれから高齢化に向かうわけでありますから、今、都会で起きていることは、住みかえということで起きているようです。一戸建てから、それを若い人にバトンタッチをして、自分たちは違うスタイルの公営住宅、あるいはマンションに入るという住みかえとい

うのが、今、じわっと都会含めて起きてきているということでありますけれども、いずれにしろ若い人にバトンタッチしようが自分たちが住もうが、リフォームというのがこんなに効果的で評価高いという、我々もうれしい悲鳴であります。いずれにしろできれば私の思いとしては、継続してというようなことですが、これもまた議会の皆さんと御相談させていただきたいと思いますけれども、やるとしたら今のやつをもうちょっといろいろな対象条件を広げなければいけないのではないかということは思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　ぜひ前向きに、さらに改善に、あるいは対象の拡大に取り組んでいただければと思います。

それで希望を申し上げたいと思っておりますが、制度の継続・延長の時期の表明につきましては、ぜひ年内にお願いしたいという期待を持っております。「一年の計は元旦にあり」ということで、正月には家族皆さんが明るい夢を語ることができるように、町からのお土産ということで、時期をお考えいただければ大変ありがたいというように希望を申し上げまして、次に進みたいと思います。

２番目は、介護施設の拡充についてであります。

御答弁をいただきました。緑の苑、アメニティー、ともに定員１００床に対して２１６名、２２１名と、２倍を超えているということで、ダブりもあるのでということもありますが、大多数が、相当数の方が期待を持っておられるということであります。グループホームも定員７２名に対して、現に１００名の待機者がいらっしゃるということであります。当然、ショートステイは、ついの住みかに入れないというような場合に、短期・短期で預かっていただく施設ということで、ここも定員を超えているというような状況で、介護施設、あるいは介護の環境に対して需要が大きいというのを、改めて深刻に受けとめさせていただきました。

今、考えなければならないのは、特養の緑の苑、老健のアメニティー、これ各１００床ですが、将来の増床計画はそれぞれないということで、ここで踏ん張っていかなければならないと。当然、待機者はショートステイを利用するということでありますが、私の地域懇談会の中で大変ショッキングな話も伺っています。

家族の中で介護をするといっても老々介護が、相当割合が大きいというように見受けられますが、介護される側ももちろん大変なのですが、介護するお年寄り自身ももう限界というようなことで、現在、施設に入所できないのでショートステイを利用しているが、町の中であればまだ顔も出せるのだが、町の中でも満杯になっているので、よその町のショートステイを利用せざるを得ないと。その繰り返し、繰り返しなので、思わず自分がいるために施設に入れないのではないか、いないほうがいいのではないかというような行動はとりあえず別にしておいて、そういう話が出ているのですね。

一歩間違えれば、命にかかわる問題を内包していると、もう限界、ずっと限界状態というようなことで、そういう状況を改めて私は受けとめた上で、特養も老健も、これ以上というのは国や道の認可の問題もあって、そう簡単ではないというように思いますので、ショートステイはどうかということでみますと、緑の苑に２０床だけ専用であるが、アメニティーには専用ベッドの確保が既に困難な状態で、なかなか受けとめていただくことはできないと、こんな状況になっています。

そこでせっかくの町の第５期介護保険事業計画の中で、来年度には施設介護ではありませんけれども、小規模多機能の居宅介護施設、あるいはケアハウスも来年というようなことで、大変注目をせざるを得ない施設がありますが、なかなか順調では必ずしもないというような状況にございます。もう少しこの点について、踏み込んで可能性について御答弁いただければ、ありがたいというように思

います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　まず、リフォームの関係、ちょっと感謝を申し上げたいと思いますけれども、できれば元旦にというお話ありましたけれども、私どもこれ取り組んでから議会の皆さんの御理解を得て、年度前の３月には町民の皆さんにお知らせすると、議決前にもそういう措置をとらさせていただいているということについては、本当に感謝を申し上げたい。そのことで４月以降、すぐ取りかかれるというようなことですので、本当にこの点については感謝申し上げたいと思います。

私の意向は、先ほど申し上げたとおりですけれども、いずれにしろ予算の中でいろいろ論議が深まっていくと思いますので、なるべく早い機会に、今回のことは含まれるかどうかちょっとわかりませんけれども、なるべく早い機会に決断のほどを町民の皆さんにもお伝えしたいという思いであります。

それから、介護施設の拡充についてということでありますけれども、やはり国は在宅・居宅に向かっているということですけれども、半年間雪の中に、寒さの中で生活しなければいけないということから、地域性でやはり施設サービスを望む声が非常に多いと、そのことが待機者が多くなっているということにつながっていると思います。

ただ、我が町は、御質問いただいた中にもありますけれども、本当に民間の皆さん頑張っていただいて、ある程度の質と量は町民の皆さんが、全ての望みかなうというわけではありませんけれども、質と量では途中経過かもしれませんけれども、ある程度整備されてきたというような状況ではないかという判断をしております。

ただ、ショートステイばかりに、その役割を負わせるというのもちょっと非常に酷な話だと思いますので、あと小規模多機能の施設の中ではケアハウスですとか、最近で言うと、介護保険とは直接的に関係ありませんけれども、国土交通省がやっているサービスつき高齢者住宅というようなものも今にわかに注目を浴びているようでありますけれども、こういうのも質として民間事業者の方に進めていただければ、非常にありがたいなと思っております。

それともう一つ、これは今後の話として受けとめていただきたいこととして、実は町立病院が今ベッド数９９ございます。それで診療報酬も３カ年平均しての回転数といいますか、ベッドの利用数が７０％を切ると介護報酬のほうにもちょっと影響出るというような状況があります。それで、一方で不採算地域の動向もちょっとありまして、来年で終わってしまうということで７，０００万円、今の状況でいくと、我々運動しているつもりでいるのですが、厳しい状況になるということになると、病院経営自体考えると９９のベッドがどうなのかということが、将来論議していかなければ病院もだめになるし、療養型の待機者もふえるというようなことで、これも一つ議会含めて論議いただきたいなと思っている点ですけれども、今という話ではなくて、これからの推移をちょっと見ながら、またこういったことも介護施設ではなくて、医療のほうのサイドからのアプローチもまたあるのではないかと思いますので、これは時期が来ましたら、またいろいろ御相談いただきたいと思いますし、できれば議員の皆さんの事務調査でもいろいろと調べていただければなと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　私も所属しております総務文教厚生常任委員会としても、不採算地区病院交付金６，７２３万円ですか、本年度限りで打ち切りになってなかなか見通しが立たないと、その場合に町立病院がどうあるべきなのかというのは、委員会としてもしっかり直視した上で、次の手を考えざるを得ないということで、行政も議会もこの点では同じ土俵で頑張っていかなければいけないというように思っているところです。

今、後段で病床利用率が７０％割るということになると大変だなと、それに不採算地区交付金の打ち切りということも考えて、９９ベッドの有効活用というものも出てくると、近々そういう方向も含めて、介護との共通の土俵を考えざるを得ないというお話も伺いました。

町立病院につきましては、町がどうするということなので、しっかり考えていかなければなりませんが、第５期介護保険事業計画の中で今サービスを求めている方々に対する対応というのは、当面する部分で言えば小規模多機能の居宅介護にいたしましてもケアハウスにいたしましても、これは民間活力に頼らざるを得ないということで、過去の計画で言えば小規模多機能の居宅介護施設については、平成２１年から２３年の間に、年間１３３回の利用ができるような施設をつくりたい。それから、ケアハウスについては一時は８０床だったと思いますが、現在は６０床ということで、いずれも来年度中に民間事業者によりまして、施設整備を図りたいということであります。

いずれも国の補助、あるいは道のかかわる作業がございますので、来年度となりますと、今、２５年度の９月。事業のスケジュールからいいますと、現在どうだというのが非常に関心が持たれている話だと思うのですが、第１回目の答弁では何となく頑張っているのだけれども、まだわからないということで、より踏み込んだ見通しという点で聞かせていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、特別養護老人ホームは恵和会のほうで受け持っていただき、また、認知症の方のグループホームについては、それぞれ民間の皆さん、本当に苦労しながら運営していただいて、美幌の地域福祉のために御尽力いただいているということであります。

それでケアつき、あるいはケアハウスも当初、計画として上っておりましたけれども、今、議員おっしゃるように私も１回目の答弁で申し上げましたように、現時点ではなかなか具体的なところまでいってないという状況にあるのが現実であります。これも民間の皆さんの力をかりないと難しいと思いますので、引き続き協議を進める中で何とかいい道を開けるように、我々も今後も努力していきたいと思っております。

私のところにも困って困って、本当にお困りになっていろいろな相談来まして、我々もつらい回答しかできないというのが現実でありますけれども、これはひとえに国の政策の中の話でもあります。今、新しい政権は要支援の１、２は地方に任せてしまえというような、財源負担は８分の１の１２．５％、今、介護保険で町が持っているわけですけれども、それは変えないといっても今度地域差ができてきたりいろいろするというようなことで、これも非常に不安材料でありますので、やはり従来どおりの方針で民間の皆さんの力をかりながら、地域福祉の充実を図っていきたいというような思いでありますけれども、民間の方もまた厳しい状況にありますので、そこら明るい道が開けるようなことで、なお協議をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　幸いにして美幌の場合は、特養を引き受けていただいた恵和会、今回、所管委員会の地域医療の連携の拠点として西岡病院が、大変大きな役割を果たされているというのも勉強させていただいている最中であります。国保病院も在宅医療に向けて、大きく足を踏み出されるというようなことですが、そのさらに向こうに地域医療の拠点ということで、国保病院の役目もさらに大きなものになるのだろうと思うのですが、やがてではなくて、きょうとか今週とか今月とかそういう形で、大変切迫された環境のもとで命を通して介護を見ておられる方々が、たくさんいらっしゃるということも事実なわけ

でございまして、なかなか直営ではできない時代に入っている。民間の御協力をいただかなければ、環境は整備できないというようなこともありますので、ここは再質問ということではなくて、ぜひ、町長トップセールスということで頑張っていただきたいという期待を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

３点目は、ドッグランの整備についてであります。

これはそんな深刻な話ではないということで、少し楽な気持ちで質疑をさせていただければというふうに思っているのですが、実は平成１１年にそれまでの動物保護法が名称が変わりまして、動物愛護法ということで変わりました。法律の名前が変わったことで、何が変わったかということですが、犬も猫も当然ペット含まれてくるのですが、そういう人と動物の共生ということがキーワードになっています。もう一つは、人間の側から動物を見るのではなくて、動物の側から置かれた環境について整備を求めるというような、こういう法律の精神になっております。

そうしますと、美幌町も畜犬条例などでは首輪をつけて２メートル以内で運動させるのだよということになっていますが、首輪をつけられた状態というのは、動物本来の習性にはなじまないというのが、この法律の趣旨になってしまったのですよね。おりに入れて飼わなければならないのと係留をしなければならないというのが、町の基本の考え方なのですが、ちょっと待てということで、その習性を考慮して適正に取り扱うようにと国が法律を定めて、北海道の動物の愛護及び管理に関する条例、北海道の動物愛護条例の中でも、道も頑張るから市町村にもというようなことで同じ趣旨になってきております。

２年前に、柏葉久子議員がドッグランを取り上げていた際の答弁も記憶にはあるのですが、動物の愛護及び管理に関する法律や条例の上で言えば、ほとんど人間と同じような扱いをせざるを得ないと、こんな状況になっているのですが、こういう点で過去の美幌町の公園だとか、各種施設の受け入れ環境について議論される、あるいは検討されるというような機会はあったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私の記憶では、そういう検討したことは多分ないと思いますし、また、今回大江議員がドックランというような質問がちょっと唐突だったものですから、私もいろいろ調べようにもなかなか調べる物がないということで、前の柏葉議員の当時の答弁書も読まさせていただきましたけれども、この近辺で言うと、大空町の道の駅メルヘンの丘のところにドックランの施設があるということであります。あそこも多分、道の駅のスペースを区切ってたしかつくっていると思いますけれども、端から見ると非常に狭いなというような印象もちょっとしているので、大型犬にとってはどうなのかというようなことがありますし、つくるとしたら公園内ということになると、さまざまな課題が次から次へと湧いてくるというようなことなので、まだまだもうちょっと研究する余地があるのではないかなと思っております。

動物愛護、あるいは動物保護・愛護というようなことで言うと、私どもも飼い主から離れた野犬状態になった犬を捕獲したら、従来は残酷な結果にしていたのですけれども、最近は里親というようなことも、飼い主を求めるというようなこともやっておりますので、この動物愛護というようなこともよくわかる話でありますけれども、一方で施設をどうするということになると、課題が多いのも非常に多いという認識を今のところしているという状態でございます。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　２年前の柏葉久子議員の質問としては、管理人を置いてというような町として必要な環境をつくるべきだと、こういう方向だったなというように思っています。

それで法律や、あるいは道の条例などでよくよく見ますと、飼い主責任というのは結構重くなっておりまして、例えば法律の第７条では、犬の飼い主は次の事項を守らなければならないということで、幾つかあるのですが、十分に運動できる囲みの中で飼育していればベストだけれども、大抵の人はそんな広い環境で犬など飼っておりません。それを除けば、その犬の種類、発育状況、健康状態などに応じて、適正な運動をさせなければならないということで、私も朝晩運動はさせているのですが、それではリードをつけただけで運動をさせるというのは、合格点では全くないのですね。

ですから、十分に動物の習性に応じて一定の時間、運動ができる環境を飼い主としてはつくらなければいけないと、こんな感じであります。美幌町では、１，２００頭を若干下回っていますが、１，１００頭台の犬の登録があります。ドイツなどと違って犬に税金がかかっていないので、飼い主としては権利を主張するというわけにも、税の関係で言えばそう簡単ではないなということで、したがって飼い主責任はしっかり果たした上で、同時に、では国と都道府県と市町村の役目の中で、こういう環境に置かれた動物に対する環境づくりということが、あわせて求められているというのが実態であります。

そこで私も出張した際に、東京都で代々木公園のドックラン、あるいは港区のドックラン、それから近くでは網走、それから女満別などなど幾つか見てはいるのですが、一番望ましいのは管理人が置かれて、しっかり管理されるというのがふさわしいと思うのですが、無人のところも結構あるというのも実態であります。

そこで美幌町民のそれは、今、受け入れる環境ということから見て、私自身は幾つかの公園の可能性のある場所からスタートする必要があるのではないかということで、これも調べてみましたが、網走川に隣接しております河畔公園、ここには一定の草原がございます。水場もあると。それから、柏ケ丘運動公園の一角、林の中には一定のスペースがある、まだ可能性として残されている、あるいは地域的には、せせらぎ公園も可能性があるのかなというように見ております。それと、稲美北公園、ウッディパークの公園の中ではちょっとどうかなと思いますが、そういう一定の広さを持った公園がございます。一遍にということはともかくとして、こういったようなところの可能性のあるところから、飼っている飼い主の団体をつくりながら、そこを受け皿としてまずスタートしてみたらどうだろうというように思いますが、そういう意味で試行を試してみるということに町としても協力する意思はおありでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、美幌町で犬の登録件数が１，１５７、３月現在で。年度的に見るとふえているのかなと思ったら、逆に減っているというようなことで、これは登録が減っているのか、犬自体飼っている人はふえているのだけれども、登録しないのかというようなこと、いろいろあるのだろうと思いますが、いずれにしろ試行ということで何かできるかということですけれども、なかなか試行というのは難しいような気がします。

これは住民の皆さんの理解も必要だと思いますし、先ほど私、いろいろな課題があるというようなことを言いましたけれども、我々が公園でやるとすると、安全管理をしなければいけないということですから、まず管理人をどうするか、そして隔離をどうするかというような問題があると思います。大きい犬から小さい犬まで多分来ると思いますので、飛び越えて行くだとか、いろいろなことがあると思いますので、そういうことを考えると実際に実施に向けてやるとすると、試行的にはなかなか難しいので、やるとしたら相当な準備をしながら安全の中、そして町民の皆さんの理解ある中で、進めなければいけないのではないかというような思いは今しております。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　現実にドックランをやりますと、犬の鑑札の問題だとか、あるいは年１回の狂犬病の予防接種が終わっているのかどうかというような問題、あるいは犬同士のけんかした場合には、それぞれの飼い主責任ですよだとか、病気の犬は持ち込まないとか、それなりにルールがありまして、完全に自治体が管理している場合を除けば、その場合であっても管理責任というのが、現状では重いというように思っております。

そこで美幌町では、まだ実際上ドックランということが検討十分されていない、飼い主の中でも検討されていないという状況なので、いつまでも動物愛護法ができて、私は知らないということにはならないなということになっています。それで飼い主に対しての責務ももちろんありますが、国民や地域の町民、住民などについても命あるものを飼っていると、その習性に応じてその環境を整えなければならないという国や北海道や市町村のそういう考え方に理解を求めると、受け入れてもらいたいというような啓発なども求められているというようなことで、犬にとってみれば一刻も早く人間に置かれた状況の改善を求めているのだろうというふうに思いますので、私は質問してそれでおしまいということではなくて、その環境をさらに追及していきたいというように思っています。

先ほど上げました河畔公園を初めといたしますいろいろな空間、あるいは旧美幌中学校の校庭などには金網も張られておりまして、何回か様子も見ております。水がないというのか壊れているようなので、そういう環境が整えれば、民間のメンバーで一定の試行はできるかもしれないというようなことがあります。それで、そういう実現に至るまでの間、公私のキャッチボールが必要になっているなというように思いますので、ぜひきょうのこの場所で終わりというのではなくて、一定のキャッチボールをさせていただきたいというように思っております。が、その点で質問の最後にいたしますので、寛容な行政としての対応をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ただ、歴史的に見ても人間に一番近いところの動物だったのだろうと思いますけれども、一方で、これは年に何回かの話ですけれども、人間に害を加えたりというようなこともありますし、最近、飼い主の方のマナーが非常によくなったといいながら、春先になって雪が解けてくると、ふんが出てくるというようなことを含めて、やはり飼い主の皆さんのマナーをどんどん高めていくというようなことも、一つ早道なのだろうと思います。そんなことも含めて、キャッチボールということでありますので、我々も研究してみたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、２番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を２時２０分といたします。

午後　２時１０分　休憩

午後　２時１８分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）〔登壇〕　私は、さきに通告してありました３点、４項目について質問をしたいと思います。

まず１点目、道路行政についてです。

町道２号（栄通り）の安全対策について質問いたします。

町道２号（栄通り）の安全対策について、町道２号（栄通り）の網走信金稲美支店と自衛隊官舎Ｃ棟の間から旧ウエスタン前の通りは、網走川沿いに美幌峠方向へ向かって道路

が改良されていますが、交通量が増加しています。時速４０キロメートル制限となっていますが、信号機や横断歩道がないため、かなりのスピードで走行する車もあり、安全対策として手押し信号機や横断歩道の設置を検討するような考えを、平成２４年６月議会で伺ったところですが、そのときの答弁では、町道２号（栄通り）については美幌中学校、自衛隊官舎Ｃ棟、特別養護老人ホームへの交通道路路線や市内循環線のワンコインバス右回り・左回りの路線で、最近特に交通が著しく増加している路線であるが、信号機の設置や管理並びに横断歩道の設置については、地元の警察署を通じて道の公安委員会が交通規制を行うこととなっている。信号機や道路標識等の設置基準については、道路交通法に基づき信号機設置の指針や横断歩道の規制実施基準が定められているため、各関係機関と協議を行い、要望してまいりたいとの答弁をいただいていましたが、その後、どのような進捗状況かをお聞かせください。

２点目といたしまして、まちづくりについてです。

１点目、イベント貸出用テーブル・椅子購入についてです。イベント貸出用テーブル・椅子購入の考えは。

美幌峠開きから始まり、各種商店街や自治会のイベント、びほろ夏まつり、ふるさと祭り、冬まつりなど、１年を通して町内では多くの団体が多彩なイベントを催して、町づくりをしていただいていると考えています。若い人から高齢者の方まで、人々に楽しんでもらおうと、事前準備から後かたづけまで多くの汗を流して、ほとんどが利益の出ないボランティアだと考えています。

イベントには多くのテントやテーブル・椅子が必要で、多くの団体がテーブル・椅子は旧美幌中学校にあるものを借りているのですが、テーブルは２０年前から傷みも激しいもので重く、女の人や高齢の方がひとりで持ち上げられるものではありません。町内も高齢化が進み、イベントのボランティアや役員なども若くはなく、高齢者が高齢者をイベントで楽しませているという状況のときもあります。町で、どんな団体にも無料で貸し出せる軽量なテーブルや椅子を購入する考えについてお聞かせください。

３点目といたしまして、教育行政について質問いたします。

柔道授業の状況についてです。

新学習指導要領実施に伴い、平成２４年度から町内の中学校では体育授業では、男子・女子ともに柔道を学ぶこととなり、柔道授業を実施するに当たり、全国的に安全性について危惧されていました。私も平成２４年３月議会で、安全対策についての取り組みなどを質問した経緯があり、約１年が経過することもあり、取り組み後の状況などをお聞かせください。

１点目といたしまして、これまでけがなどはなかったのか。２点目としまして、指導者は各学校の先生だけで十分なのか。３点目といたしまして、柔道授業は１年生から３年生までの３年間で何時間程度の授業があるのか。

教育行政の２点目といたしまして、教育行政執行方針についてです。

平成２５年度の年度当初に教育行政執行方針で、美幌町の児童・生徒を教育委員会としてどうしていくのか、町内に考えを明確に発信しました。町内には次世代育成支援行動計画もあり、町でやることを明確に発していると考えています。

教育委員会としてやること、町でやることを明確に打ち出されていますが、子供は乳児期・幼児期・青少年期と多くは家庭での時間が圧倒的に長く、家庭での責務という面で家庭に対する教育委員会のメッセージがあってもよいのではないかと私は考えています。現在は、何でも二極化傾向にあると言いますが、子育てに対しても若くても非常に熱心な親もいれば、子育てに余り関心を示さない親もいるといいます。後者は、非常に子供がかわいそうだと考えます。

美幌で親子になったなら、親として最低でもこれは守ってくださいというような子供を見守る体制づくりが、民生部や教育委員会との連携の上で必要ではないかと考えていますが、お考えがあればお聞かせください。

以上、１点目の質問をいたしましたので、よろしお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　岡本議員の質問にお答えを申し上げます。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、道路行政について。

町道２号（栄通り）の安全対策についてであります。

御質問の旧ウエスタン付近の交通安全対策につきましては、昨年６月定例会後、直ちに美幌警察署を通じ北海道公安委員会に手押し式信号機や横断歩道設置の要望を行い、その後、現地確認が行われております。さらに、北海道警察北見方面本部による交差点及び周辺道路の詳細な現地調査も行われました。

その結果でありますが、旧ウエスタンの丁の字交差点は東へ約１５メーターの地点に、旭団地に通じる丁字路交差点がクランク状に存在しており、その交差点の形状から要望箇所への信号機や横断歩道設置は、極めて困難であることが判明しました。その一方で、北見方面本部と現地調査を通じ、児童・生徒の量が多い栄通りと学園通りとの交差点について、横断歩道の必要性の協議を行い、設置に向けた要望をしたところであります。

旧ウエスタン交差点については、日の出自治会からも同様の要望があり、栄通りの交通量の増加と、通行車両のスピード超過による交通事故が心配されていることから、町では自治会関係者とともに交通事故防止対策を進めていくほか、美幌警察署にパトロール強化などの要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについて。

イベント貸出用テーブル・椅子購入についてでありますが、現在、イベント用に貸し出しているテーブルは８５台、椅子は約３８０脚を所有しておりますが、その多くは劣化が著しく、また重量的にも重たいものであり、利用者に不便をおかけしている状況であることは認識しているところであります。

御質問の無料で貸し出せる軽量なテーブルや椅子を購入する考えについてでありますが、イベントなどによりますテーブル及び椅子の貸出件数は、平成２３年度で３６件、平成２４年度は３０件となっており、利用頻度が高い状況となっていることから、今後、年次的計画に基づき更新を考えており、利用者のニーズに応えられる屋外使用の丈夫で軽量なテーブル及び椅子の購入について進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕　岡本議員の御質問に答弁させていただきます。

初めに、柔道授業の状況についてでありますが、柔道は我が国の伝統的な武道の一つであり、その目的とするところは、稽古を通じて身体や精神を鍛錬修養し、それによって自己を完成し、社会に役立つ人間を育成するところにあります。「礼に始まり礼に終わる」と言われるように礼節を重視する一方で、相手の動きに応じて対応する中で、相手を尊重する態度も育まれることが期待されているところです。

御質問のとおり、平成２４年度から中学１年生及び２年生の保健体育科において、柔道が必修となりましたが、指導に当たっては北海道教育庁の指示に基づき、施設や設備の安全確保を図るとともに、体育科教員の各種研修会や講習会の参加、複数教員による指導態勢の確立、無理のない指導計画などの作成など、徹底した安全管理に努めてまいりました。

１点目の「けがなどの発生状況」につきましては、美幌中学校、北中学校ともに生徒にけがはなく、当初の計画どおり、安全かつ適切な指導が行われたことを確認しています。

なお、指導に当たっては、礼法や受け身の基本動作を中心に、抑えわざのかけ方など初心者が安全にわざを身につけることに重点を置きつつ、生徒一人一人の技能の習熟の程度を十分に把握し、段階的な指導に努めているところです。

２点目の「指導体制」につきましては、指導に当たる両中学校の体育科教員４名のうち３名が有段者であり、残り１名についても指導歴、研修歴があることから、指導には問題のないことを確認しています。

授業では、体育科教員と校長、または教頭による複数の指導態勢を整備の上、適切な指導方法と安全管理の徹底を図っております。

３点目の「授業時数」についてでありますが、本町においては中学３年生が球技を選択しているため、柔道については必修となる１年及び２年生のみで実施しており、２年間で１８時間前後の指導を行う計画であります。柔道に限らず、保健体育科の授業は、すべての生徒にとって安全で楽しい時間でなければなければなりません。今後におきましても、柔道の安全かつ円滑な実施に向け、安全指導には十分配慮しつつ、より一層効果的な柔道の指導が行えるよう、万全を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、教育行政執行方針についてでありますが、本年３月の美幌町議会定例会において教育行政執行方針をお示しし、「次代を担う美幌町の子供たち一人一人がたくましく育っていけるよう、学校と家庭と地域が課題の共通認識に立って、教育環境と教育内容の充実向上のために取り組んでまいること」をお約束させていただきました。

御存じのように、「教育」は学校だけのものではなく、家庭や地域で絶え間なく行われる教育的な働きかけもその一つであり、家庭や地域は子供の成長、とりわけ人間形成と人間として身につけるべき営みを学ぶ重要な役割を担っています。それは子供の発達段階に応じて、乳児期には生理的な働きのリズムを、幼児期には生活習慣を、学童期には勉強を、青少年期には社会に出る準備としての規律等を身につけることであります。

家庭や地域での教育を端的に言うならば、親や大人たちの生きざまそのものであり、親や大人たちが意識するしないにかかわらず、子供たちは学んでいることになります。このことは、一人一人の親や大人たちがしっかりと意識していかなければならないのだと考えております。

本町においては、民生部でも教育委員会でも子供の健全育成のためのさまざまな事業が行われており、一定の評価をいただいております。しかしながら、議員御指摘のとおり、事業への参加においても二極化傾向が生じており、事業に参加できる方々より、むしろ事業に参加できない方々への働きかけが必要となっております。また、家庭や地域に対して、「子供たちへの働きかけの大事さ」を十分に発信できていないのも事実であります。

子供の健全な育ちにおける家庭や地域の重要性の認識を新たにするとともに、お互いの役割を行えるよう発信し、さらにきめ細やかな見守り体制の確立を目指して、関係部局とも連携をとりつつ、諸施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　まず、町道２号（栄通り）の安全対策についてのところから再質問していきたいと思います。

その後、道公安委員会に要望を行い、現地確認をしていただいた、また道警北見方面本部による交差点、また周辺道路の詳細な現地調査を行われたとの答弁でした。その結果、交差点の形状から要望箇所への信号機や横断歩道設置は、極めて難しいことが判明したと

ありましたが、その一方で児童・生徒の利用が多い栄通り、学園通りとの交差点について、横断歩道の必要性の協議を行い、設置に向けた要望をしたとのことですが、確かに栄通りと学園通りの交差点は、栄通り側が優先となっており、その延長線上の美幌峠方向から来る車も優先なので、美中側に右折する自転車なども向こうからスピードを出した車が来るので、危ないなというふうに感じていました。

ここのところの横断歩道設置は、可能性が高いということですけれども、もしそうならいつぐらいになるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　ただいま御質問いただきました栄通りと学園通りの交差点の横断歩道でございます。

こちらにつきましては、先日、現地調査を行いまして、北見方面本部の担当者より優先度が高いということで、そのための準備をしていきたいということで、時期的なものについては示されなかったのですが、できるだけ早い時期に行いたいという御返答をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　自治会としてはというか、あの辺の道路事情からいいますと、自治会も熱心に交通安全対策に取り組んでいまして、旗の波にも多くの方が参加していただいています。もとはウエスタンの前でやっていたのですけれども、今は網走信金稲美支店のほうに移っています。旧ウエスタン付近の交差点のところが、本当は日の出、それから上のほうに住んでいる方、それから事業所へ行く方で、あの辺の交通量が非常に多いのですね。

ただ、この間説明受けたときに、クランクとか、バス停があって、形状的に非常に難しいということもお聞きしました。私もそれなりに考えてみたのですけれども、あの辺に人が行き来するということで、例えば警察に今後ああいう場所というのは、あそこだけではないのではないかなというふうに思っています。もっと大きな町なんかだったら、クランク状態のところに横断歩道があるとか、その横断歩道がいいのか、その辺のところをもう少し逆に警察に相談していただきたいなというふうに私は考えていますので、横断歩道がつく可能性が高いところもそうなのですけれども、やはり人々が行き交いの多いところを、その辺がやっぱり地域の人も望んでいることなのですよね。

それで繰り返しになりますけれども、そういうところが本当に美幌のあの箇所だけなのかということで、もっと警察からの知恵もいただきたいなというふうに思っていますので、今後ともそれをよろしくお願いしたいなと思っています。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　ただいまの御質問でございます。

旧ウエスタン前につきましては、網走信金側から下ってきまして、車のスピード数も最高スピードに達するところでございます。

また、あそこの課題としましては、バス停がありまして、そこを利用する方が日の出側いいますと、横断しなければならないということで、そういうことを考えますと、大変危険な場所でございます。それで町としましては、今回の警察との打ち合わせも含めまして、すぐ行えること、また将来にわたって進めていくことということで、すぐ行うこととしましては、まずあそこの危険箇所付近で事故は起こらないように、運転者に対する啓発としまして看板の設置が一つ考えられます。

また、横断する方への交通安全の対策としまして、現在も行っておりますけれども、交通安全教室の中でより具体的に危険の事例を示しまして、そしてみずから身を守ることも含めて、事故の起きないように進めてまいりたいと思います。

また、御質問にありました、ここをだめだからということであきらめるのではなくて、警察署のほうに巡回パトロールとか、そういうことも含めてお願いするとともに何ができるのか、また考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　今後とも、継続してお願いしたいというふうに思っています。

今の交通安全教室というふうなお話をされましたけれども、昨年、質問したときも平成１９年にヒヤリ・ハットマップというのをつくっていますね。町の町民交通安全大会などやって、私はすごく交通安全に対する啓蒙・啓発が強い町だなと、どうしてなのだろうとかといろいろ自分なりに考えて、運送業者が多いからかなというふうに自分で思ったりしているのですけれども、一生懸命そういうふうに取り組んでいます。

たしか平成１９年にヒヤリ・ハットマップができたときは、その前年ぐらいに交通事故が何件か起きたりしています。前回の答弁でも、１９年につくったヒヤリ・ハットマップをもう５年経過したので、つくり直したいというような旨の発言があったように思います。確かに、今、大型スーパーができました。さらに今度また、大型スーパーが移ってきます、そんなので町の交通の形状というのですか、交通の形態とか危険地帯が今後、変わっていくのではないかなと思っていますし、実際にもう５年経過していますので、変わっていっていると思います。

このヒヤリ・ハットマップをつくったときにはかなりの関係機関の方、実際に車に乗って運転している方とか配達している方とか、非常に多くの方の意見を聞いて、町の危険箇所を洗い出したと思うのですけれども、今後、同じ質問になりますけれども、またヒヤリ・ハットマップをつくり直す、そのときにはまた広く関係機関の御意見を伺うのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　２４年の６月と同じ御質問いただくということで、そういうことで大変申しわけなく思います。

それでヒヤリ・ハットマップにつきましては、その際も御質問いただきまして、お答えしているところでございます。ヒヤリ・ハットマップは平成１９年に、町内市街地区が中心ですが、３１地区の３９カ所を危険な箇所としてマーキングしまして、そして１枚の地図にしたものであります。これを高齢者教室などで、利用しながら進めているわけでございますが、今、お話のとおり１９年以降、大型店が１店、また今度１２月までにはもう１店ふえるということで、町の交通量も大きく変わりますし、動線も変わるところでございます。

それに伴って、高齢者の方がその店舗に行き来をする中で、危険な箇所というのは、また新たに出てきます。そういうことでは、この見直しについて行うところでございますが、その見直しに当たっては交通安全推進委員会がございますが、その中で２６団体の方で構成されております実践部隊があります。この中には運輸含めたタクシー関係者、それと郵便局とか、本当に日ごろから道路に精通している方がおられます。その方々も入っておりますので、その方々の御意見も伺いながら、この見直し作業を行い、それを高齢者教室の中に生かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　このヒヤリ・ハットマップをつくる前に、交通事故があったときに、たまたまその辺をよく通る人は、ここは危ない箇所だったのだよなというふうに、つぶやきを聞きまして、本当にこういうマップをつくって広めるということは、実際に効果があるというふうに思っていますので、ぜひ１２月ですか、新たになってからまた新たなものをつくっていただきたいというふうに

思っています。

この質問は、これで終わらせていただきます。

次に、イベント貸出用テーブル・椅子の購入についてです。

答弁で、テーブル８５台、椅子３８０脚の多くは劣化して重たいので、利用者に不便をかけているとのことですけれども、平成２３年で３６件、平成２４年で３０件の貸し出しとのことですけれども、この回数は町づくりのイベントがいかに多いかということではないかと、私は考えています。

冬の間は２月の冬まつりぐらいなので、夏の間は毎週どこかで何かのイベントがある、しかもそれは重なるくらいにたくさんのイベントをやって、町民の方に熱心に町づくりをやっていただいているというふうに考えています。商店街のイベントでもいろいろ販売をして、はた目には非常に売り上げがあって、もうかっているように見えますけれども、いつも販売売上利益の５倍ぐらいの経費がかかっている現状なのです。それでも多くの方が、毎年楽しみにしてくださっていることがうれしくて、非常に弱体化、高齢化した商店街でも頑張って、決して若くはないメンバーで毎年イベントを行っているという状態です。

商店街とか、それから自治会のイベントもそうなのですけれども、高齢者の多くの方に来ていただくためには、やはり先ほど、お祭りのところでも言っていましたが、テーブルとか椅子が必要なのですよね。今回、日の出自治会の夏まつりで、テーブルや椅子を借りようかという話になったのですけれども、高齢者の方が来ていただくためにテーブルや椅子を借りようかということになったのです。やはり運んでくるほうももう力なくなっていますので、重たいからやめておこうかということで、ブルーシートを広げただけで済ませたのですが、なかなかそこのシートの上には座らないということがわかりまして、しかし、答弁の中で年次的計画に基づき更新を考えているとのことですが、もう少し具体的なお考えがあれば、町長、お聞かせください。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　１回目の答弁で年次的にといいますか、屋外使用の丈夫で軽量なテーブル購入について進めていきたいということを答弁させていただきました。

私もこの認識持っていまして、昔、町民会館で使った重たいテーブル等だと思いますけれども、今、安くて丈夫で雨にも強く、日差しにも強いというようなテーブルいろいろあると思いますので、更新しやすいように、余り高価なものですと、また野外で使ったりするタイプをメインになると思いますので、そういった観点から更新もしやすいようなそういったものをできれば選定していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　予算のあることなのですけれども、それは来年というふうに大きく期待をしていいものでしょうか、町長。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私は、そういうつもりで言ったつもりでおりますので、また、議会論議の中で御支援を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　この質問がちょっと新聞に出たときに、やっぱりもう町民は期待しているのですよ。町長も重さとか、傷みかげんをわかっていただいているということで、これ以上言うことはありませんけれども、本当に利用者のニーズに応えられるようなものを、もう実際に選定していただいているのかななんていうふうに思って、うれしく思います。

また、これは老婆心なのですけれども、新しくしたから、ああいうとき貸さないとか、こういうとき貸さないとかということなく、皆さん、先ほども言ったように一生懸命町づ

くりにして、ほとんどが利益の出ないことをやっていますので、ぜひ更新しても枠をはめずに、今までどおり貸していただきたいというふうに、この辺のところもちょっと約束していただきたいなと思うのですけれども。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　まだ、提案も議決もいただいていない中、先でちょっと極めて厳しい質問でありますけれども、私の気持ちは先ほど言ったようなことで十分承知しております。しかも重いので、がたつきもひどいというようなことで、固定するのも下で固定するということで、私も職員時代いろいろなことをやってきましたので、そういう経験も踏まえてしかるべきにしかるべき提案をさせていただきますので、今、この場所では議決も何もまだまだですので、思いだけを受けとめていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　先ほども言いましたけれども、町長が、その重さとかをよくわかっているということで、本当にうれしく思います。

私も４０歳ちょっとのころは、ああいう重たいテーブルでもひとりで持ち上げられたのですけれども、このごろは本当にそういうことがなくて、高齢者の気持ちがだんだんわかってきました。大きく期待するところですので、この質問に関しましては、この辺で終わらせていただきたいと思います。

次に、教育委員会の教育行政のほうについて質問していきたいと思います。

先ほどの柔道授業のことで質問していきたいと思います。

柔道授業は実施する前に、かなり報道で危険だとか報道されて、また直前になってから被害者団体が申し入れをするなど、かなり導入するに当たっては関係者に大きな不安を与えましたし、実際に子供を持つ親なんかでもそういう不安を訴えてきたという事実がありました。そのために道教委も導入する前に、導入をおくらせて教員の研修に時間を割いたというふうな事実がありまして、当初、考えていたより遅く取り組むなど、慎重な実施が行われたわけですけれども、あれほど心配されていたことが現状どう実施されているのかということを子や孫を持つ親の関心事だと思いますので、この議会の中で議論していきたいと思います。

答弁で、施設や整備の安全確保、それから体育科教員の各種研修会への講習会参加、それから複数教員による指導態勢、それと無理のない指導計画で徹底した安全管理に努めた結果、美中、北中とも生徒にけがはなく、計画どおり指導が行われているということをお聞きしまして、安心したところです。

それで指導者についても、導入前は全国的に指導者不足ということが大きく懸念されていました。しかし、この美幌町にとっては答弁にもありましたけれども、４名のうち３名が有段者で、新しく来てくれた体育教師も有段者ということで、本当にこれは指導者不足の中では、美幌町は非常に恵まれた環境にあるというふうに感じています。

それで複数の指導態勢ということですけれども、これは私は大変大きな安心材料ではないかというふうに思っています。例えば、体格差のある生徒や気の弱い生徒、それから同じ体育でも運動が苦手な生徒に対しても目配りが必要ではないかということでは、複数教員による指導ということは、これは大変安心材料だというふうに思っています。

そして教育委員会にも有段者がいるということなのですけれども、この体育授業を実際にちょっと参観というか、見に行ったこと何かがあるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　教育部長。

○教育部長（高木恵一君）　私も４月に教育委員会に来まして、実際に学校現場で柔道の授業がいつ行われているかということなのですけれども、美中は１０月、１１月、１年生、２年生それぞれ行われます。北中につきましては、９月、１０月ということでござい

まして、今月、９月入っておりますけれども、まだ行っておりません。機会見つけて授業の部分について、参加させていただきたいなと思っております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　ぜひ実態も把握していただきたいなというふうに思っています。

柔道授業によるスポーツを通して、子供が礼儀作法を修得するというということは、私も自分が経験していまして、親が近所の人に幾ら挨拶しなさいよということよりも、野球部の顧問の先生が一言言うほうが非常に効果が高いということで、スポーツによる礼儀作法とか、人に対する挨拶の仕方とか、道具の手入れの仕方とか、そういうことには非常に自分の経験としまして、価値のあることだというふうに感じています。

大きな不安材料はありましたけれども、生徒が安全に柔道授業を受けることによって、礼儀作法が修得できれば幸いと考えますし、今後も安全に指導できるように指導教諭というのですか、指導者の継続的な研修への参加なども考えていただきたいと思いますけれども、この辺のところで、もし答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　今、指導態勢の部分については答弁にも書きましたけれども、非常に恵まれたということでありますので、もう１点ちょっとつけ加えれば、実は美幌中学校、それから美幌北中学校、両方、校長も有段者でありますので、基本的には指導の中に校長、または教頭が立ち会いなさいということがありまして、そういう意味ではきちんと柔道については両方の校長先生が有段者ということもあって、本当に恵まれた環境で進めてこられたというふうに思っております。

今、御指摘のことにつきましては、今後もそういうチャンスがあれば、当然、北海道庁がきちんと研修を受けなさいと、継続しなさいというものもありますので、きちんと今後も安全に授業が実施できるように、あらゆるチャンスの中で先生方にはきちんと研修を受けていただきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　柔道授業に対しての質問は、これで終わらせていただきます。

次に、教育行政執行方針について移らせていただきます。

答弁の中で、家庭や地域は、子供の人格形成と人間として身につける重要な役割を担っているとのことですけれども、今回、私の質問は、特に家庭の役割というところで、教育長の考えを伺いたいと思っています。

現在の子供たちは、一見恵まれているように見えますけれども、大きな課題を抱えている子も多いというふうに感じています。先ほど言いましたように、子育てに非常に熱心な親と、それと、余り興味を示さない親に分かれると言ったらおかしいですが、いつの時代もあるのでしょうけれども、ちょっとこのごろは目につくなというふうに思っています。

それと、９月１３日の新聞で発表されましたけれども、ことし６月までの半年間に全国の警察が児童相談所に、児童虐待の可能性があるとして通告を受けた件数は、昨年よりも２，７９０人多い１万６１人で、上半期ベースで過去最多となったというふうな発表がありました。警察は、統計を取り始めた２００４年以降、年々増加している。このことについては世間というか、一般社会が通報をちゅうちょしなくなったからふえたのではないかということも考えられていましたけれども、それにしても通報の中の１５％が育児放棄だというふうに分析されておりました。

学力も大切ですけれども、それは落ちついた生活環境の上にあるもので、きのうも言われていました、朝御飯とか早寝早起きとか、生活習慣が何より大切ではないかというふうに考えています。

昨日の答弁で、町内では朝御飯を食べる子供は多いというふうな答弁をしていらっしゃいましたけれども、教育長になって約１年、子供を取り巻く環境とか生活習慣について、教育長、その辺のところは１年が経過して、どのように町内の子供の環境ということでとらえているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　私も昨年の９月１日に任命されて、本当に１年を経過させていただいたという状況であります。

当初は、学校教育をどうしていくかという部分では、やはり自分が今まで感じていた学校のイメージが、かなり違っていたというのも事実であります。ある意味では、学校というのは校長に任せて学校経営をしてもらうという反面、なかなかそこがうまく進んでいかないというもどかしさがあるのも、正直な１年を過ぎての思いであります。

先生方が何もやっていないということではないのですけれども、やっているのですけれども、それが本当に今の時代の流れの中でうまくマッチしていっているかどうかということに対しては、ちょっとまだ、自分の勉強不足もありますけれども、きちんとまだまだ見ていく必要があるのかなと。そういった中で非常に家庭のこと、言うならば本来それぞれの家庭でやっていただかなければいけないことが、結果的には学校の中に持ち込まれているという部分がちょっとすごく気になるというか、そういう意味では今回、岡本議員がおっしゃった本来家庭でやることをどういうふうにすべきかということの問いかけに対して、正直言って日々悩んでいるのも事実です。

ですから、今までは先生方には、結果的にはいろいろなことを背負ってもらわなければいけないけれども、対外的には家庭のことは学校に持ち込んだとしても、それは解決できる話ではないから、それを何とかしましょうと。そういったときに、では家庭に対して何を、私の思っていることは教育委員会として、行政としてできるのかということをやっぱり日々考えているのも繰り返されますけれども、事実であります。

ですから、役割の中では民生としての、福祉としての一生懸命やっていただいている部分と、あとは教育という部分の中での教育委員会がかかわっている部分とのすみ分けも含めて、両方協力してやっていかなければならないのですが、やはりその部分のもどかしさ、やっぱり悩んでおります。

先ほど、ちょっと食事の話をしましたけれども、その１０％程度が朝食を食べていない状況であります。ことしの２５年度の調査をちょっとお話をさせていただくと小学生で大体９．６％、余り食べていないという子も含めて、食べない、食べていない子を入れて９．６％ぐらい。中学生が、２４年度は１０％ぐらい高かったのですけれども、２５年度については６％、これは全国が大体６．２％ですから、５．９ですから全国よりはちょっといいのかな。

ただ、これは抽出の学年でとっていますから、本当に全体がいいかといったらちょっと疑問あるのですけれども、ただ、たまたまそういう状況の中ではよくなっている部分。ですから、ある意味では悪くなっている部分もあるのですけれども、皆さんの努力の中で確実によくなっている部分もあるので、それはやはりきちんと見て今後の施策の中で、きちんと進めていきたいというふうには今思っております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　私も仕事で忙しくしながら３人の子供を育てて、この年になって振り返れば、どうやって何たべさせていたのだろうかというふうに、もう夢中でやってきたなと、自分では満足にやれなかったなというふうに思っています。しかし、子供と真剣に向き合っていたなということは、確実にそれは言えることなのですよね。

それで、今、私が危惧しているのは、孫なんかを見ている時代の友達が言うには、子供がその辺にいても母親は携帯を握っているという、そのことが非常に気がかりだというふうに、私、前にもここでちょっとしゃべったことがあると思うのですけれども、そういう話をしていました。今、携帯どころかスマホになって、より広がりを見せていて、手を離さなくて常にやっているということに対しては、子供を見ていないということに対して非常に危惧しています。

確かに、料理なんかでもちょっとわからないことがあれば、すぐ検索してつくれるとか、便利に使えば、これ以上便利なものはないのですけれども、子供のいる時間はやっぱり子供の目を見てほしいし、スマホの画面とか携帯の画面を見るということは、余りどうかなというふうに思っています。

今、教育長も１年経過していろいろと悩むところだというふうにおっしゃっていましたけれども、やっぱり教育長というのは入学式とか卒業式とか、それからいろいろな場面で直接父母にお話をする、挨拶をする機会があると思います。例えば、教育委員会としてはこういうことをやるけれども、せめて学校にはこういう態勢で送り出してくれというメッセージを、もっとはっきり打ち出していいのではないかなというふうに思っていますので、教育委員会という枠の中でも平野流というものがあってもいいのではないかなというふうに思っていますので、その辺のところに期待したいところなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　本当に励ましの言葉をいただきまして、感謝申し上げたいという気持ちであります。うちのスタッフにも言っているのですけれども、やはり今感じているもの、本当にどんどん外へ行って実態も含めて、きちんと伝える努力をしましょうと。まずは、今の置かれている状況をできるだけ知ってもらう、例えば学校を変えるためには先生方も頑張っているけれども、実態こういう状況で、皆さんにも応援してほしいということをどんどん話しましょう。だから中には悪い部分もあります。こういう悪いところもあるから、これはやっぱり地域で変えていきましょうとか、それからこういうところは地域の助けが必要ですよということは、うちのスタッフとよく話すのは、それをどんどんチャンス、本当に言っていただいたように外に出る機会があるので、感じる部分をきちんと伝えていきたいというふうに思っております。

今、非常に危惧しているのは、子育てに熱心でない親もという部分をもうちょっと大きく見ると、やっぱり何らかの事情で子育てとか教育に手が回らない親御さんというか、本当は手かけたいのだけれども、やっぱり生きていくために共稼ぎをしなければいけないとか、そういう親御さんもいるというか。ですから、そういう人たちに対して何かもう一歩、やっぱり私どもが前へ進んで何かをしなければいけないのかなというふうに思っております。

何かをという部分でいけば、これは行政ができるだけの話ではなくて、やはり親御さんを第一義とすれば、地域とか社会をどうかかわっていくかという話なのですね。ですから、いろいろ子育てなんかでも仮にちょっと疲れているなと思ったときには、当然、行政でもいろいろな行事というか、やっていますけれども、地域の人たちが声をきちんとかけてもらうとか、だからそのためにはある意味では教育だけではなくて、もう一回地域づくりというのですか、コミュニティーづくりをきちんとやる必要があるのかなというふうに感じるところはあります。

ちょっと長くて申しわけございませんけれども、先ほどの質問でいけばチャンスがあるたびにきちんと、実際に親御さん、それから地域、それから私どもこういうこともやるからということで、地域全体として子供たちの底上げ、やっぱり落ちこぼれをつくらないと

いうのですか、ですから今の子供、中学１年生を想像すれば、ちょうど親御さんでいけば三十七、八の４０前のお父さん方から、当時の子供の数と今の数を比べれば多分５０何％ぐらい、６割ぐらい減っているわけですね。

ということは、当時は頑張っている人は、それはそれで地域を引っ張っていたのですけれども、今はみんなが落ちこぼれなく地域を引っ張ってもらうために育てていかないと、地域は成り立たないという気がするので、一生懸命努力していきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　地域も必要だということですけれども、やっぱり家庭でやること、それから地域にやってほしいことというのを、どんどん発信していったらいいかなというふうに思っています。

私たちの住んでいる地域も、一時、子供が本当に消えたようにいなかったのですけれども、入学祝いが最初のころはゼロとか、何年か前はゼロだったのですけれども、このごろは４人とか５人とかできて、いいぐあいに若い世代がまた入り出してくれたなというふうに思っていますので、いろいろな行事なんかで子供たちを楽しませるようなことをやるのですけれども、それとまた教育委員会、父母にとっても教育委員会というのはすごく頼りがいのある最後のとりでなのですよね。

私もいろいろなＰＴＡ活動の中で、何か問題が起きたときに父兄は、必ず教育委員会に言ってやろうかという話になるのですけれども、そういうふうに父兄にとって最後のとりでというのは、教育委員会でもあるということなのです。もちろん学校はあるのですけれども、その辺のところも重く受けとめていただきたいと思いますし、やっぱり少ない子供をしっかりと育てるというその目的は、教育委員会・地域・学校も同じと思いますので、いろいろな方の対話の中で進めていきたいなと思って、今後、いろいろまた質問させていただく機会もあると思いますけれども、期待したいと思います。

私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、８番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開を、３時２５分といたします。

午後　３時１７分　休憩

午後　３時２４分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　同意第４号

○議長（古舘繁夫君）　日程第３　同意第４号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　同意第４号美幌町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町教育委員会委員加藤哲彦氏は、平成２５年９月２７日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるという内容でございます。

記。

住所、美幌町字西２条北２丁目１番地の２。

氏名、加藤哲彦さん。

生年月日、昭和３７年４月２３日でございます。

加藤さんにおかれましては、ただいま１期の任期中でございます。引き続きという提案でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、同意第４号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第４　同意第５号

○議長（古舘繁夫君）　日程第４　同意第５号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　同意第５号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、石澤淳子氏、平井雄二氏は、平成２５年９月２９日をもって任期満了となりますので、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規程第１７条第５項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字西１条北４丁目１番地。

氏名、森一也さん。

生年月日、昭和３３年７月８日生まれであります。

住所、美幌町字大通北３丁目１２番地。

氏名、久山祥子様です。

生年月日、昭和２４年６月９日生まれであります。

住所、美幌町字三橋南１７番地の２０。

氏名、平井雄二。

生年月日、昭和３１年１０月６日生まれでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、同意第５号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第５　議案第９２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第５　議案第９２号町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　議案の４ページをお開きください。

議案第９２号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定により、町道路線を次のように認定しようとする。

詳細は参考資料で御説明しますので、参考資料の２ページをお開きください。

資料２、議案第９２号関係。

町道認定、第６７７号道路であります。

図面の表記の黒実線の認定路線につきましては、道路起点は、元町４６番地５１の黒丸の公園通り、第５号道路起点。終点は、元町４７番地２の先、矢印栄通り第２号道路で、総延長は１３８メーター、実延長は１２２．５メーター、最小敷地幅員は８メーターであります。

本認定路線は、都市計画法第２９条の元町４６番地の３外宅地造成開発行為が平成２５

年６月１０日に完了し、都市計画法第３９条の規定により公共施設・道路の帰属がされたため、町道として認定を行うものであります。

参考資料、１ページをお開きください。

町道路線の認定。

路線名、総延長、実延長、最大・最小敷地幅員は、記載のとおりであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　今回の町道認定に絡めて、一般論をお聞きしたいと思います。

認定になると、町の町道になるわけですから、ただ、造成して間もないと思いますので、その瑕疵担保というのですか、土木工事でも１年間、完了してから途中で、極端な話ですよ。道路が穴あいたとか、特別な事情がない限り、沈んだとかいうことがあろうかと思います。特に、新しい道路における障害として、顕著なあらわれとして、ます回りに、雨水ますがあるのに、ます回りが陥没して水が飲まないと、そういうことも普段の既存の道路でさえ多く見られています。

そういう関係上、今回、この道路ばかりではなくて、そういう意味で１年間の造成における瑕疵担保みたいなものがあれば、御紹介願いたいという趣旨でお聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　開発行為に限りましては、一般の私たちが発注している道路工事と同じような形で、完成の検定をしております。当然、そこには１年という形の部分の何かあれば、それから民法上でいいます開発行為者による瑕疵、それは１０年ありますので、そういう原因のあるものについては、そういう形の部分で見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　わかりました。安心なところでありますが、それは書類的にしっかりした形で残すものなのでしょうか、そこを確認させてください。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　公共の道路の引き渡しという帰属については、きちっとそういう形の部分で受けております。それは普通一般のうちが工事発注して、うちが検定している部分も受けると同じ完成検査をして受けると同じような形です。

ただし、開発道路で多分、議員の御質問の中には開発行為を受けた中の道路で、そういういろいろな形の部分の支障とか、そういう維持管理の面の問題、多々あるかという御質問の趣旨だと思いますけれども、難しいのは１年以上経過した部分の関係については、一般的な道路の劣化だとか、または不同の沈下という形の部分で、多々そういう開発行為の部分で見受けられますけれども、それを瑕疵担保という形の民法上の瑕疵の形の部分で立証することはなかなか困難だと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　多くが道路、というのはでき上がったばっかりですから、まだ家も建っていない、道路ができることによってさらに建築、道路に接する敷地の建物が建ったり、そういうことで多くがそれが顕著に沈んだり云々するのは、むしろ１年超えたところくらいからあらわれることが多いのだろうなというのは、個人的に印象として持っているところなのですよ。

しからば、道路は道路として認定して、逆に開発行為のときに、むしろ安定した時期に責任持って舗装してください、例えば舗装に限って言えばですよ。舗装に限って言えば、そういう考え方も過去にもこういう議論させてもらった経緯がありますけれども、今後、既存の道路にしても維持管理費というのがばかにならないと思うのですよ。

そういう意味であれば、新しい考え方でしっかりした道路をいただくということも考えいかなければいけないと。瑕疵担保という意味では言葉的にはわかりましたが、なかなか瑕疵となると難しいということになれば、行政側も、受け取る側も知恵を絞って、近々に維持費がかからないような形の道路をいただくべきだなと思うところであります。今後も含めて、研究していただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　開発行為の許可の関係については、いろいろと今いうことについて課題を整理しなくてはならないと思いますけれども、今後の部分含めて研究していきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第９２号町道路線の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第９３号

○議長（古舘繁夫君）　日程第６　議案第９３号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議案の５ページでございます。

議案第９３号北海道高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、議案の参考資料、３ページと４ページで御説明いたします。

北海道後期高齢者医療広域連合につきましては、北海道内の全ての市町村をもって組織されておりまして、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、高齢者医療に関する事務を行っております。

したがいまして、規約の改正につきましては、関係市町村の議会の議決が必要となってきます。

今回の改正目的につきましては、各市町村の共通経費に関係する改正でございます。

別表２備考２中「及び外国人登録原票」を削除し、改正するものでございます。

４ページでございますけれども、対照表には、右側が旧、左側が改正案でございます。

この文言整備につきましては、住民基本台帳法が改正されまして、外国人登録原票が住民基本台帳の中に取り込まれたということで、この文言を削除するものでございます。

したがって、従来の考え方を変更するものではございません。文言整理ということでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法第２９１条の３。

施行日につきましては、広域連合が北海道知事へ届け出をした日でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　住民基本台帳法の改正というのは以前聞いていましたけれども、ところでこの「外国人登録原票」に以前登録されていた外国人というのは、今、何人、美幌町にいらっしゃるのですか。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　３２名、登録されております。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第９３号北海道高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第９４号

○議長（古舘繁夫君）　日程第７　議案第９４号美幌町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の６ページをお開き願いたいと思います。

議案第９４号美幌町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町暴力団の排除の推進に関する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の５ページ、６ページをお開き願いたいと思います。

資料４、議案第９４号関係でございます。

条例名、美幌町暴力団の排除の推進に関する条例ということで、制定目的につきましては、暴力団の排除に関する施策を定めることによりまして、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、美幌町における地域経済の健全な発展に寄与することを目的に制定しようとするものでございます。

今回の条例制定におきましては、根拠を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのがございまして、この法律に定めるのほか、今回、本町において細部について条例を制定しようとするものでございます。

制定内容につきましては、１条に目的、２条に定義、３条に基本理念、そして４条、５条には、町、町民、事業者の責務を明記しております。６条には不当要求に対する措置、７条には町の事務事業における措置、８条には公の施設の利用の不許可等、９条には町民等に対する支援、１０条では広報及び啓発、１１条では青少年に対する教育及び指導のための措置等、１２条では暴力団の威力を利用することの禁止、１３条では利益供与の禁止、１４条では祭礼等における主催者等の措置、１５条個人情報の収集及び提供、そして最後でありますが、１６条では委任規定ということでございます。

根拠法令は、先ほど申しましたように、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律でございます。

施行日は、平成２５年１０月１日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　第３条と第４条、第５条にかかわってお聞きしたいと思います。

今回の条例は、美幌町から暴力団を排除しようということを町も町民も事業者も、いわゆる社会全体で行おうということを図ろうとするものであります。私は、第３条の基本理念、第４条の町の責任、第５条の町民及び事業者の責務というのも当然だというように思っています。

そこで、一般質問などでも出てきておりますが、実は美幌町で暴力団とのかかわりで言えば、町民手づくりのふるさと祭りがありまして、町民ということで必ずしも自治基本条例の精神のとおり行われていないというように思っております。なぜならば、公務員、教

員、障害者サポート団体責任者、こういう身分も、それから行われている中身についても絶対に暴力団とかかわり合いがないにもかかわらず、住民でないというこの一言で、町民手づくりのふるさと祭りから排除されていると、これが実態でありました。

そこで今回、美幌町暴力団の排除の推進に関する条例で、町民も事業者も社会全体で排除しようということで、それぞれ責務が負わされておりますので、これ以降、この条例が施行された後には、この条例がある限り暴力団の構成員などについては、それぞれのレベルで社会全体で、町、あるいは警察などに対して情報として提供されるということでありますから、この条例があるにもかかわらず構成員でないということが明らかな段階においても、住民でないことを理由として排除されることはあり得ないというように思うのですが、そのように解釈してよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　この条例は、暴力団並びにその関係者を排除しようとするものでありまして、議員御質問のふるさと祭りの取り扱いをどうするかというものではございません。

この条例の中の定義でありますように、暴力団関係は暴力団員、あるいは暴力団関係の事業者、あるいは暴力団に関係する者ということで、これら関係者につきましては、我々行政では判断はしかねるものでございます。

よって、そういった関係者の判断につきましては、あくまでも警察署のほうに照会をかけるということで、町民の住民であってもそれら関係する者については、当然、排除されるというものでありまして、町民・住民関係なくそういった者は一切排除していくということなので、ここには町民と住民の定義はございませんので、あくまでも暴力団関係者ということを排除するということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　私としては、大変積極的な暴力団排除という点では、社会全体で排除していこうということで、今まで以上に踏み込んだ条例ができたということで評価をしているわけであります。

先ほど例を挙げましたが、そもそも両立しない例えば公務員、教員、あるいは障害者サポート団体の責任者、暴力団員が勤められないにもかかわらず、暴力団である可能性を持っているということで、ある行事から排除されているということについては、私は自治基本条例を策定したメンバーとして、甚だ不本意です。ですから、あえて言えば、議案第９４号はなくても身分がはっきりしている限り、それは積極的に町づくりに参加していただくべきだというふうに、一般論として考えています。

それで今回９４号が提案された、これまで以上に暴力団を排除するということについては、町民にも町外の事業者にも、そして推進するのは町の責務ということも明記された後の段階で、この条例が存在する限り不当な排除はされないと、そういう性格の条例が今提案されているというふうに思っているのですが、それは期待のしすぎだというようになるのでしょうか。だとすれば、ほとんど意味がなくなるというように思うのですが、そういうことはないだろうと思って、念のため確認をしているところであります。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　多分、坂田議員の一般質問との絡みのお話だと思いますが、今、私もちょっと精査しているところでありますけれども、ふるさと祭りの実行委員会の出店要項も先ほど拝見させていただきました。その中に、実行委員会としての縛りとしては、美幌町に住民登録をしている者という明記がありました。これは実行委員会のほうでつくっている要項でありますので、そういう中で第２条で第２項だったと思いますが、今、手持ちがないのでちょっと時間いただければ精査してお答えしたいと思いますけれども、

管内の暴力廃止団体の推薦があった者についてはその限りでないみたいな表現がありますので、我々が自治基本条例を町づくりの憲法とも言えるものだという中で、町民という規定を設けてございます。それは住所を要する人以外にも広げた形で、町民という定義をさせていただいております。

ですから、多分これは自治基本条例というのは全ての条例の最高条例でありますから、横の串を刺すような全ての条例をぐさっと刺して、これに合わせろということでありますので、今、税だとかに町民という規定は一部設けているのも、これを今、精査させていただいていますけれども、町民という規定を設けている部分もありますので、個々の条例でも若干それ残っている部分があるということであります。それで、この後どうするかということになると、いかにふるさと祭り実行委員会で定めた出店条件を自治基本条例に縮めていくか、こういった枠を少し広げていって、自治基本条例による住民というくくりの中で近づけていくかということになろうかと思います。

あとは実行委員会のほうで、本当に町外全国から来た出店をしたいという人を暴力団であるかどうかというのは、極めて専門職の判断ですので、警察が担当すると思いますので、全て確認できるかどうか、そこをしっかりしないと、先ほど一般質問で答弁させていただいたようにぼろぼろ崩れていくようなことになると、これは我々先輩がしっかりつくり上げたものを崩していくことにはならないと思いますので、これから実行委員会のほうの反省会といいますか、反省のための会議もあるようでありますから、そういう中で論議をしていただきたいなと、そんなふうに思っております。

今、手元に資料ないので不確かな話になりますけれども、確認してみたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　最後ですから、簡潔にいたしたいと思います。

私は、今回の議案第９４号がつくられることによって、適正に執行される限り、美幌町で事業所が営まれ、あるいは町外の方がそこの事業所で働かれる、あるいは学んでおられるという方々に関する個人情報、特に暴力団を排除するという限りにおいては、適切にそれは必要な情報は町にも、あるいは警察当局にも示されている。今後、これ以降は、このことでトラブルは発生する余地はないというように思っております。

そういう意味で、積極的にとらえておりまして、今後、このような発言が２度と起こらないだろうというように期待もしています。特に、自治基本条例は美幌町の憲法でもあるということから、それに合致しないさまざまな決まりについては、その決まりそのものを訂正せざるを得ないということも含めて、行政の責任にも属することだということを申し上げておきたいと思います。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

もはや４時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第７　議案第９４号

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　私も、今、大江さんの自治基本条例に定める町民の規定、これは定義の第２条の第４号のところで、まさしくこう書いておきながら、いろいろなことへの展開は、「いやふるさと祭りは違うのだ」ということは、これは町の答弁としては私も違

うのではないのかなと。

町長も、先ほど、実行委員会の規約か何か見た中に、特別に認めればそれは認めることということですけれども、大江さんがわかりやすく言ったのは、北見に住んでいる教員の人が、美幌に住民票ないけれどもと言ったら、この町民の中にはそういう人が入るのですね。そういう人たちが、そこに加わることについて、どうしてかたくなにふるさと祭りとその辺のくくりが違うのかということを、私も同じようにせっかくこういういい条例つくって、そういう人たちにも暴力団排除のための責務というのを課して、協力してもらおうということですから、そこは明確にきちっと整理した中で答弁いただきたいと思います。

それが１点と、この条例に関しては５月の所管委員会の説明の中では、少し準備不足もあったということで関係団体への説明、こういったものも十分しながらということでしたので、こういう説明の中で、この成案に至るまでの間に条文で多少手を加えたとか、そういうような箇所があれば教えていただきたいことと、パブリックコメント、このことに関して町民から何件かあったのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　まず１点目の自治基本条例の町民でございますけれども、自治基本条例では、まず美幌町に住所ある人はもちろん、町外から美幌町に働きに来ている方、また美幌町でさまざまな活動をしている方を含めて、美幌町民ということで町民に位置づけをしております。

それで、その中では細かく、美幌に来て何年以上とか、何カ月以上が働いてなければだめだとか、活動してなければだめだとか、そういうものというのは、そこまでは規定しておりません。

それで危惧されるのは、町民手づくりの祭りということで行っています。その中には暴力団排除もありますし、町民手づくりとして町民の中でつくっていくという、一つの背骨の部分があります。そういう中で、ふるさと祭りの１週間前に働いていますという形で小遣い稼ぎというか、そのためだけに働いていますみたいなことがあるかもしれませんし、そのことは心配する部分あります。

そういうことで、それが心配だから全てを排除するわけではなくて、今、町内に住所を有するということが基本でございますが、その中でおっしゃるとおり、美幌町で長年働いている方、長年団体の活動をしている方々が、どのように規定することができるのか、その辺は検討材料でございます。そういう形で、自治基本条例の精神に近づけていくということで、より近づけていくという方向で検討することができるのではないかとは思います。その辺を含めて、これから手づくりして、実行委員会の中で協議となりまして、考えていかれることになってこようかと思います。

それと、２点目の提案が６月提案を当初予定しておりましたが、９月提案ということで延期させていただいております。その理由として、美幌町手づくりふるさと祭りを含めて、暴力団排除に関しては長年の歴史を持っております。そういう中で、そういう関係団体の方に御説明をする時間、また関係する建設業とかそのような形で、ここに本当に条例を運用していっていただかなければならない方々、その方へのきちっとした説明をするということでの時間をとらせていただくために、延期させていただいたところでございます。

それで、これまで説明させていただいたのは、自治会の防犯部、暴力追放推進協議会、手づくり出店実行委員会、防犯協会などの防犯関係団体と御説明させていただいておりますし、また商工会議所、建設業界のほうにも御説明させていただいております。また、その中ではこの趣旨を御説明させて御理解いただくとともに、これからの御協力をお願いしているところでございます。

それから、パブリックコメントでございま

すが、パブリックコメントの中で質問があったかということでございますが、残念ながらパブリックコメントの中では、御意見はなかったということでございます。

あと、説明で変わった点というのはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　この条例と町づくりの実施する委員会等が別だということは十分承知しているのですけれども、町がこういう暴力団排除を条例まで制定して、町挙げて取り組むというそのことは、やはりふるさとづくりで暴力団を排除して、安心して町民が楽しめるそういうふるさと祭りをつくり上げてくるという、そこの目的はまさしく合致しているわけですから、皆さんおっしゃるように、町の憲法である自治基本条例に基づいた考え方というのは、やっぱりいろいろな場面でそのことが時によって、町民の解釈が異なるというようなことのないように、ましてや坂田議員も質問していましたが、そこに従事する人たちの所在だとか個人情報を明らかにする中で参加していくわけですから、その辺は明確に疑わしき人は、そういう中で排除できるというようなことがありますので、そういったところを十分理解した上で、町長は実行委員会に対してそういう議会の意見も含めて、しっかりと説明した中で、やはり私たち主張していることについても受けとめながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　もちろんそのように、我々の憲法は自治基本条例なので、それは当然のことだと思います。

実行委員会の皆さんも、これは２２年の歴史を持っているわけですよ。ですから、そういう方々の意見もまた片っ方で尊重しながら、この条例の意味するものを我々が説明するなりして、どれだけ近づけていけるかというところが、一番の肝要なところだと思いますので、引き続き努力はしていきたいと、そのように思います。

決して全てを排除するという意味では、議員おっしゃるようなつもりでは、私、話はしているつもりはございませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　今、町長、そういうふうに答弁していただきましたので、しっかり実行委員会と話しした中で、それぞれの議員が主張していることについて、私は本当に正しい主張だと思っていますので、町のほうからもしっかりと実行委員会の責任者の皆さんに説明いただいた中で、きちっと理解をしていただいて取り組めるような、町長の努力を期待して終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　先ほども言いましたように、実行委員会の皆さんは直接そういう勢力と対峙してやってきた２２年の歴史を持っているわけですよ。ですから、しっかりとした理解を得なければ、条例できましたから、さあそれ入れて、町外の人、入れてもいいですよというようなことにはなかなか難しい面もありますので、多少時間かかるかもしれませんけれども、そういう努力をしていきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

１３番大原昇さん

○１３番（大原　昇君）　９ページの１４条の第３項の中で「暴力団員であることを知りながら、みこし等の巡業に参加され、又は露店を出させること」ということでありますけれども、私、みこしをちょっと携わっている関係でお聞きしたいのですけれども、みこし、今の地元では担ぐ人が少ないので、全道から来てくれているのですよ。

この中で、事実、誰がどこからどういうふうに来るかというのも全然わからないのです。その人の身元もわかりません。ただ、その地区の会、何会、何会とありますけれども、その会の名前はわかります。そして登録

というか、受け付けもしますけれども、その受け付けは何々会、何名というような受け付けだけで済ませてしまうのですね。そんな中で、みこしなどの巡業に参加するということは、その途中で、これがやくざでしょうだとかわかれば、そのときはそのままで過ごすかもしれませんけれども、次の年から来なくなる。そうしたら、次のお祭りの中でも関係してきますけれども、みこしなんかも担げなくなるというようなこともあり得るのですよ。その辺のこと、余りにも細かすぎると、果たしてふるさとのやっていることがいかがなものかなと、私、ちょっと思ったのですけれども、その辺の考えをお話ししていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　今、御指摘あったことが、まさにふるさと祭りのほうでもそういうことがないように、しっかりと把握をしながら進めていきたいということであります。今、御指摘のことにつきましては、それを認めてしまうと、この条例を制定した意味がなくなるので、それは暴力団だからいいだとか、そういうことでは決してございませんので、あくまでもここにうたっているとおり、暴力団でない方の取り組みということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１３番大原昇さん

○１３番（大原　昇君）　個人的なことで申しわけないのですけれども、見るからにやくざ、同じ活動の中の見るからのやくざという、とれる方もいるのですよ。風貌だとか、行動なんか、ちょっとやくざでないのかと言いながら、確認できないのです。そんなことは。これ誰が確認するか、わからないのですよ。何か、みんな反感持っていますけれども、私も反感なのですよ。逆にそういえば、何か違うだろうと。

今、副町長が言ったみたく確認、わかれば云々と言ったけれども、誰が確認するのですか。その辺をちょっと教えていただきたいと思いますよ。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　これは細かく書いていると言えば書いてあるのですけれども、基本的な精神的な理念をしっかり持とうと。我々、暴力団とは一線を画しましょうということですから、ですからここにあるようにいろいろな確認方法についてまで、この条例の中には盛り込んでありませんけれども、ですからそういう町が実施するいろいろなものについては、まず努力義務としてこういうものを一線画しましょうということですので、具体的にたくさんの細かいことが出てくると思います。みこし担ぎ以外も、お祭りに関与するいろいろなことが、いろいろな方がおられるので、そこを細かくこの条例で定めるということではなくて、基本的には暴力団と一線を画しましょうという基本理念をうたうような条例でありますので、ですから何か疑念があればしっかり確認をしていただく、警察でも確認していただくというようなことをやらないと、どんどん違う方向からお祭りに参加する中で、ふるさと祭りまで影響を与えては困るということだと思いますので、個々のものについては、それぞれ暴力追放するためのそういった組織もありますし、そういう機関もありますので、そういう中で確認していくということが、それぞれの団体の責務の一つでもあるというようにとらえていただきたいなと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　１３番大原昇さん

○１３番（大原　昇君）　この条例の趣旨は、本当わかるのですよ。ただ、最後に団体の責務でと言いましたよね。果たして、ボランティアでやっている方たちが──わかります、言っていることは。確かに、うちらもやっているうちに、うちらという言い方悪いですね。私たちみこし担いでいる仲間でけんかした人だとか、あるいはそれらしきの人たちは、やはり排除、そこでしているのです。それなりの努力はしているのですよ。ただ、ここまで書くのはわかるのです、趣旨からいくと。余りにも厳密すぎると、これがほかの

町のみこし会の方たちだとかがわかれば、「何、そんなところに行ってられない」みたいになってきたりとか、いろいろな懸念材料が出てくるのですよ。その辺もちょっと心配しているのです。だから、さっきの責務となれば、それで済みますけれども、果たしてそこまで全部が全部ということでいいのかというような思いもあります。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　みこし担ぐ人は、昔からの伝統の風貌というのはあると思います。着る物も含めて頭のスタイルから始まって、それは一般の方から見たら、そういうたぐいの人かなと思ったりするかもしれない。この条例は、そういう人は排除するということではないのです。組織的な暴力団員を排除しようということですから、みこし担ぐ人、皆さん排除するということではないので、その辺の御理解だけはぜひ御理解いただきたいと、そのように思います。

いろいろな風貌の方とかおられると思いますので、風貌だけで判断ということではなくて、本当に排除すべき人たちを排除するという条例でありますので、その辺の御理解をお願いしたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　私は、７ページの第５条、事業者の責務、町民ね、その前に事業者とはとか全部書いてあります。正直言ってね。実は事業者としては、別に利用するつもりはないのですが、例えば雇用関係、雇用すれば、そういう関係になってしまえば、利用ではないのだけれども、そういう面では、ここで確認したいのは、これができてしまえば業者の責務です。これは美幌町の法律ですよね、そうしたら雇用に当たって一人一人認定できる権限があるといったら、ちょっと妙な言い方ですけれども、誰かに「そうではないよ」、「そうだよ」という確認行為、事業者はせざるを得ないのですよ。簡単に言えば、できてしまえばの話。まだできてないから、そういう意味合いでとらえていいのかどうかということを念押しで、確認しておきたいということなのです。

ということは、会社はある意味では今も含めて従業員名簿を全部ある、そういう認定するというか、ちょっと妙な言い方なのですが、出し直して全て確認しなければ、これ条例違反になりますよね、と私は思うものだから、具体的にそこら辺をこういう解釈でと思うものだから、そこら辺ちょっと確認をさせてください。風貌は優しくても根はきついやつもいるかもしれません。

だけれども、全てこの条例ができ上がれば、業者として、いろいろな業者いますよ。例えば、何百人を雇用している会社だって、季節労務者だってそうですよね、会社が雇用するわけですから、違いますか。違いますかと、これ一般質問になるから、ただそういう面で。従業員、美幌町の全事業者、関係機関に名簿を出し直して季節的なものも含めて、確認行為できなければ雇用できないことに私は受けとめられるものだから、そこら辺の解釈。私の言わんとすることをちょっと、まず言わんとすることをわかってくれたら、それに対して答えてください。

○議長（古舘繁夫君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西　守君）　この条例によりまして、各事業者の責務についてでございますが、暴力団と知りながらということで、暴力団をわかった状態の中で雇用するとか、そういうことができない、そういうことで暴排条例の中にうたっております。

それで、そのおそれがあるとき、そういうおそれがあるときについてはどうするのかということでございますが、警察署のほうに暴力団か否かの照会をする中で、警察署は暴力団か否かだけの回答をするという中で、その把握をしていくことになってきます。

この条例、全国でこの条例の取り組みをしているところでございます。全国で漏れなく行いながら、世の中から暴力団をなくしていくというのが本来の目的でございますので、

全国的に取り組んでいるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　事業者の責務というのは、自動的に責任を持たされるのです、責務という言葉は。小西さん、あなたの言っていることが、知らないで雇ったら仕方ないでしょうと受けとめていいのか、後に言った言葉は、確認行為しなさいと言っているのだよ。そうしたら初めから、受けとめ方としては確認行為をしなさいと、あなた言っていると受けとめていいのかいと、再度確認しておく。最初の言葉をだよ。知らないで雇ったのかということでも、そういうこともあるのだなと、業者はみんな雇用に当たってはそうですよ。でも最後に締めくくった言葉は、事業者で確認してくださいという言葉、関係機関にこっちからのそれこそ責任で、１回１回お伺い立てなければいけないということで受けとめていいのか、そこら辺をしっかりお教え願えませんかということをお尋ねしているのです。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　今、御指摘あったとおり、これは町も町民も事業者も全て町挙げて、いわゆる社会全体で暴力団を排除していきましょうという規定でございます。それが基本理念ということでございますので、事業者の方につきましては、暴力団かどうかの確認をはっきりとやった上で取り組む条例だということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　副町長、一番わかりやすいことです。ただ一つだけ、知恵としてお教え願いたい。雇用に当たっては、もちろん本人から勤めたいという意識もあったり、募集かけてきますけれども、これはちょっと本来からずれますけれども、今後、履歴書なんかもちろん用意してくださいとなりますよね、雇用に当たってね。今度、一文を置いておかないとだめだね、ということはあなたの身分、こういう意味の身分ですよ。しかるべき照会をかけると、これは例えば行政も含めて、そういうテクニックしか私はないと思うけれども、これは知恵として世の中今後こうなるのでしょうか。いい悪いではなくて、そこら辺、知恵としてお教え願いたい。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　この７条もさることながら、目的のところをもう一度目を通していただきたいのですけれども、我々は暴力団の排除をしようということの基本理念をこの条例で、高らかに外に向かって宣言しているわけですよ。

ですから、町もこういう関係者の入札は、町としての入札に、参加させたらだめですよということを我々は高らかに言いたいのですよ。だからいろいろなところで、そういうものを町だけの守備範囲でない部分もありますから、それはそれでそういう努力しましょうという基本理念を定めた条例なので、その辺は御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第９４号美幌町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（古舘繁夫君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は散会します。

御苦労さまでした。

午後　６時２０分　散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員